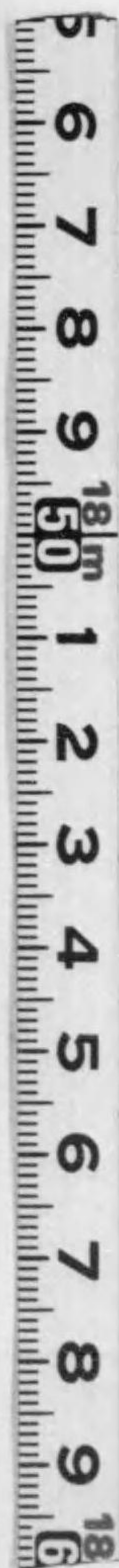


327

2001

那須国造碑考

国立国会図書館



始





327
2009

那須國造碑考



327-2001.



讀みて此の書を

亡き母の靈前に捧ぐ

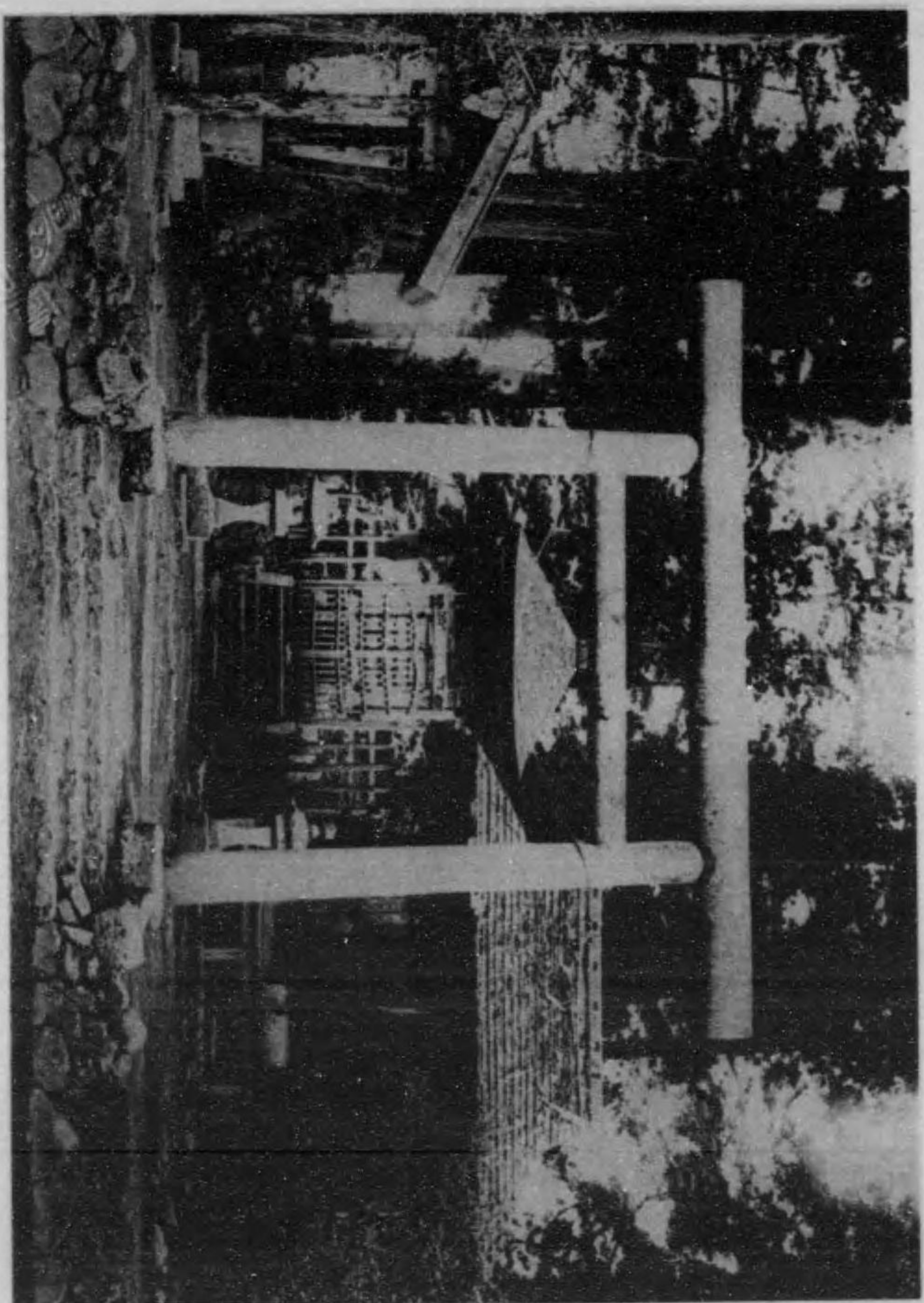
大正三年七月廿六日

那須野雲照寺如空庵にて

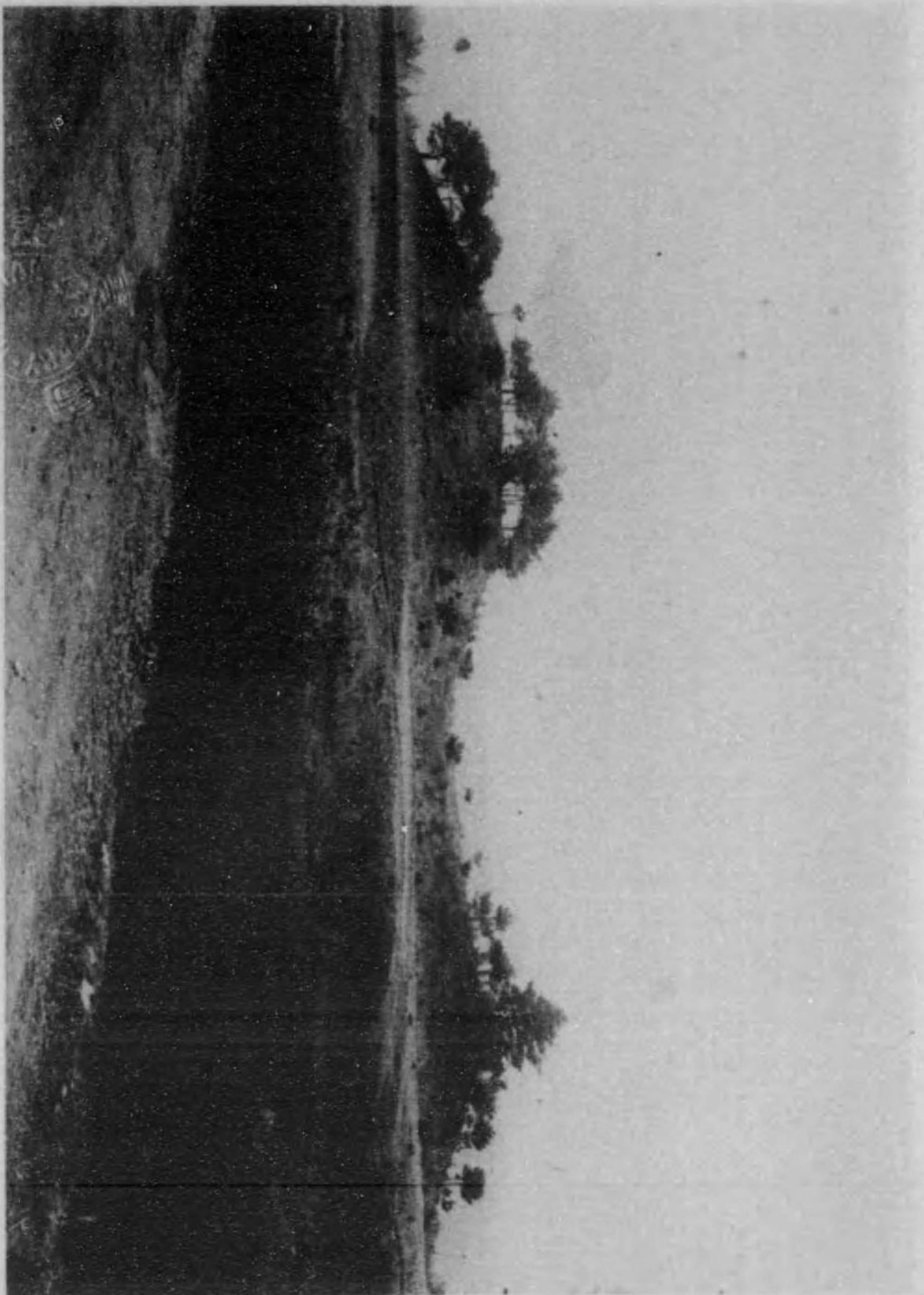
俊

峯





(十置安を神造國に内堂の央中)景全社神石笠



景全塚侍上るたし柳登の岡光

改版 那須國造碑考序

蓮實長君曩に那須國造碑考を著して余に一部を贈らる。之を見るに廣く此の古碑に關する諸家の説を載せ力を銘辭の考證解義に盡したるものにして専門家の參考となり遊歴家の侶伴たるべきものと認めたりた。史的記述に於て稍遺憾とするところなきにあらざりき然るに氏は爾來其の研究を繼續し更に幾多の増補改修を加へて茲に改版那須國造碑考を公刊せられたり。之を前著に比するにかれの國造碑石を中心として訓話的に記述せるに反しこれは其の背景たる古那須の郷土を歴史的に考證せられたり。是れ最も我が意を得たる所なりとす。由來修史の事業は精確なる郷土研究に

須つ所甚だ多し余は氏の如き篤學の士の各地方に輩出して郷土研究に従事せられんことを熱望するものなり。此の著は那須國造碑の考證なりと雖も其記す所は一篇の趣味ある那須郷土史なりと謂ふを得べし書中傾聽すべき新説亦少からず實に本書の如きは郷土研究の新なる試みの一にして斯界に貢獻すること甚だ大なるべし余は尙氏が研究を廢せず以て他日郷土研究を大成せられむことを望む。

大正三年七月二十日

東京帝國大學教授文學博士 三 上 參 次

改 版 那 須 國 造 碑 考 序

史を説いて詳密なるは、己に難しとする所、まして古昔の史實を述べて、之を闡明するに於てをやである。然るに同僚蓮實氏は、此の難事を物ともせず、多年那須國造の碑に關する研究を積まれ、曩に那須國造碑考を著して、斯界に裨益を與へられたが、猶更に郷土の研究といふ史的地見地より研鑽を重ねて、今回其の結果を公にせらるゝことゝなつた。書中、傳説論があり、建碑史があり、地名考があつて、單に那須國造碑の考證のみに止らず、よく其の背景をも描かれてゐる。何にせよ上代に屬する事項として、之に關する研究史料の至つて乏しいにも拘らず、出來得る丈豊富に蒐集して、親切丁寧に考證されたこと

は大に喜ばしい次第である。郷土の研究として試みたる本書の如きは、其の大成に至つては或は後の學者に俟たねばならぬかも知れぬが、兎に角斯界に對して何物かを與へるべきことは予の深く信じて疑はぬ所である。聊か一言を贅して序文に代へる。公ニ

大正三年五月二十七日

栃木縣立大田原中學校長 田村安太郎

題 蓮實君那須國造碑考

笠石古文誰復解 研磨考證駕先賢

那須國造應微笑 得友身餘千箇年

栃木縣師範學校長 安達常正

緒言

△私が曩に公にした「那須國造碑考」は、訓話的の眼を以て見た作物でした。従つて碑文の解釋が其の主なるもので、煩はしい程諸家の説を列記したのでした。

△今度のはそれと全く違ひ、歴史的の眼を以て見ようとしたのです。従つて諸家の説も私の意に合つたもの許を引用し、間々妄評を加へて、鄙見を主張致しました。

△「那須」の語源については、新にアイヌ語から見た私一個の説を立て、見ました。物になるでせうか、如何でせう。郷土研究の爲め偏に御叱正を仰ぎ度いものです。

△表紙は、國造碑のある邊から、那須山を見渡した所の圖案で、本縣師範學校の代田榮君が、特に私の爲に繪筆を揮はれたのです。茲に記して同君に感謝致します。

大正三年五月十七日

若葉隆らふ憲にて 珂川

改那須國造碑考

目示

第一章 傳説に富める那須の古國

那須の與一の歌(一)……那須の與一の矢(二)……鶴黒の名馬(三)……金毛九尾白面の白虎(四)……犬追馬場(五)……懸坂、鏡ヶ池(六)……那須の殺生石(七)……源翁和尚の偈(八)……八溝山の鬼退治(九)……怪物は數千年を経たる大蟹(一〇)……英雄神話の怪物退治説話(一一)……綾織姫の傳説(一二)……那須拾遺の綾織姫(一三)……拾遺の説は神婚神話に類す(一四)……新羅の投化人と綾織姫(一五)……謠曲に表はれたる放下僧(一六)……武藏金澤三嶋明神の仇討(一七)……那須は傳説に富める古國(一八)……フレイザーの金言(一九)

第二章 建碑の起原と三古碑

小子部縣瀛の碑(一)……伊豫道後温泉の碑、同銘辭(二)……山城國宇治橋の碑、同銘辭(三)……上野山名村辛巳碑、同銘辭(四)……河内采女氏瑩域碑、同銘辭(五)……上野多胡碑、同銘辭(六)……上野金井澤神龜碑、同銘辭(七)……奈良佛足石歌碑(八)……陸前多賀城碑、同銘辭(九)

第三章 那須國造碑發見の由來

下野國誌石碑發見の記事(一)……那須拾遺發見の記事(二)……笠石の考證(三)……塔婆形なりとの反駁(四)……我が國墳墓の制(五)……卒塔婆傳來の考證(六)……我が國塔の築造(七)……笠石は單に兩覆の爲(八)……水戸中納言御堂御建立の事(九)……那須記發墳の記事(一〇)……光圀の文(一一)

目示

第四章 那須國造碑の位置

二五

- 一、那須國造の住所と湯津上村(三)……和名抄那須郡の十二郷(六)……下野國誌の説(七)……地名辭書の説(七)……古事記傳の説(八)……湯津上村穴居の跡(九)……金澤博士穴居の説(八)……東雅家の説明(九)……湯津上は五百餘村の約畧(三)……川西町大豆田、栗野宿の地名(三)……古事記傳の説(三)
- 二、那須國造と墳墓(三)……車塚の説明(三)……瓢形の古墳(三)……中山信名の墳墓考(三)……侍塚發掘の古器物(三)……上古鐵甲を用ゐたる考證(三)……鐵甲は革甲より以前(四)
- 三、碑石の産地(三)……山田郷、方田郷の花崗岩(三)……國造碑位置の斷定(五)

第五章 那須の地名考

三五

- 那須拾遺の説(三)……下野地誌の中洲説(三)……中洲説の反駁(三)……我が國に於ける那須の地名(六)……須佐木の考證(六)……黒羽町北野上の解釋(六)……須佐木は須賀川の洲崎(三)……須賀は洲處の義(九)……須賀川と同名地の考證(三)……鄙見の第一説(四)……那珂州處の義より出づ(四)……鄙見の第二説(四)……那須はアイヌ語より出づ(四)……那須はアイヌ語の裾野の義(四)……那須は同じく寂しき野の義(四)……アイヌ語の語法と地名(四)……那須はアイヌ語大野の義(四)……那須はアイヌ語より出づる斷定(四)

第六章 碑銘の全文と大意

四五

碑銘の全文(四)……碑銘の假名交り文(四)……碑銘の大意(四)

第七章 碑銘の考證

四八

- 永昌元年己丑四月(四)……白石の説(四)……掖齊の説(四)……宗淳の説(四)……那須記の説(五)……何故に唐の年號を用ゐざるか(五)……朱鳥の年號(五)……琴臺の説(五)……伊王野村の唐木田村(五)……書紀に投化人を下野に居く(五)……東涯の疑問(五)……永昌は唐朝の正號に非ず(五)……碑文撰者の考證(五)……碑文の評議(五)……藤原知明の評議(五)

○飛鳥淨御原大宮(五)……白石の尊號説(五)……日本紀持統紀(五)……藤原大宮と稱せざる理由(五)……飛鳥淨御原大宮は朝廷を斥す(五)……此句の大意(五)

○那須國造(五)……國造本紀に曰く(五)……國造の語釋(五)……大臣命と豊城命との子孫(五)

○追大壹(五)……日本書紀爵位の號を改む(五)……位階四十八等の表解(五)……采女氏碑の直大貳(六)

○那須直草提(六)……白石の説(六)……人名と時代の特長(六)……直の姓の解釋(六)……古事記傳の説(六)……上古の十種の姓(六)……天武制定の姓を用ゐざる理由(六)……氏姓と官職との關係(六)……八姓の整理は畿内にも及ばず(六)……氏と姓との別(六)……氏の解釋(六)……那須國造は那須氏(六)……藤原氏より出でたる那須氏(六)……直の姓の解釋(六)

○評督被賜(六)……白石の都督説(六)……掖齊の評督説(六)……妙心寺の鐘銘に評造の文あり(六)……評造の解釋(六)……白石の評督の考證(七)……東雅「郡」の解釋(七)……以上の結論(七)……金澤博士の説(六)……宮崎博士の説(六)……中田法學士の説(六)……那須國造の評督を命ぜられし理由(六)……大化以來の改新は京師に止る(六)……大化改新の詔(六)……那須國造は那須の大領に任ぜらる(六)

○歲次康子年、正月二十子日、辰節弥故(七)……地山の壬午説(七)……信友の長等の山風(七)……續日本紀の文(七)……正月二十子子の考證(七)……辰節の解(七)……弥故の解(七)……掖齊の説(七)……物故の考證(七)……物故の用例(七)……此句の大意(七)……琴臺の説(七)

○意斯磨等立碑銘、偲云、尔(七)……意斯磨を國造の子とする説(七)……銘、偲の掖齊の説(七)……掖齊の説の反駁(七)

○仰惟殞公、廣氏尊胤、國家棟梁(七)……廣氏は廣來津氏なり(七)……姓氏錄の廣氏(七)……尋來津氏(七)……續日本紀の尋來津氏(七)……崇神紀の文(七)……國造草提の祖先(七)……孝元天皇より出でたる那須氏(七)……大彦命より阿倍氏出づ(七)……國家棟梁の解(七)……棟梁の用例(七)……此句の大意(七)

○一世之中重被貳照、一命之期連見、再甦、碎骨視、體豈報前恩(八)……此句の大意(八)……投化人の解(八)……山内董正の説(八)

○是以曾子家无、有嬌子、仲尼之門无、有罵者(八)……曾子は曾參なり(八)……孔子誕生の年代(八)……此句の大意(八)……撰文者一人兩様の使ひ別(八)……投化人敘述の例(八)……國造子弟敘述の例(八)

目 示

三

鶴黒の名馬

て再び籠に舞ひ戻り、雌矢を射ても同様に歸つて来たさうだ。其の二筋の矢は私の村川西町大字余瀬から出たので、與一が軍功により下野の旗頭となつてから、矢竹の産地に一つの神社を建立した、それが今日残つてゐる直窺神社である。

金毛九尾白面の白虎

與市が其の時乗つた馬——鶴黒の名馬の産した所だといふのが兩郷村(大字大輪の長谷田)にあつて、駒籠澤と稱してゐる。此處に牝馬を放して置くと、一群の鶴鳥が飛び來り、其の中の頭らしい大鶴鳥が牝馬に戯れて、産れたのが件の鶴黒の名馬。蹄のもとには水掻きの鱗があつたといふ。又同じ村にある高館の城趾は與一の城で、此の落城についても、色々面白い話が傳はつてゐる。それから那須野の雲雀は、昔那須の與一が、子供の時毎日野に出で、揚げ雲雀の蹴瓜を射落して遊んだから、今以て蹴瓜が無いといふ話もある。

犬追馬場

毬懸け坂
鏡ヶ池
那須の殺生石

君。那須の與一は事實あつたとしても、金毛九尾白面の白狐の話は、稗官者流の一作話に過ぎまいと。いやさう一口にケナシた者ではない。私などは子供の時、どんなに面白がつて聞いた話だか知れぬ。隣家の萬兵衛爺は大の話好きで、正月などには、よく爐の中に土芋を入れて焼き、それを私達に喰はせながら話したものだ。時にはどちらにも話に實が入つて、灰中の芋は眞黒な炭となつて終まつたこともある。現在狐狩に關した地名が幾等も残つてゐる所を見ると、まんざら根も葉もないことではあるまいて。川西町(大字榎木澤)に犬追馬場といふ馬場形の所がある。その昔、三浦介義明、千葉介常胤といふ二人の武者が、近衛天皇の勅をうけて、那須野の妖狐を退治した時、犬を放つて追ひ廻はし、騎射を習つた跡だといふ。それから狐が手毬に化けて三浦介の馬の尻尾にぶら下つたといふ毬懸坂や(同じく蜂巢)に變じて樹にとまつたが、其の正體が樹の下の小池の水鏡に映つたといふ鏡ヶ池や(蜂巢)其の骨を埋めた狐塚(金田村大字小瀧)といふのが残つてゐる。

源翁和尚の

那須山の麓にある殺生石も、硫化水素とか砒素とかと言つて終まへば興が冷めて終まふ。それよりは傳説の通りに傳へて、右の悪狐が退治されて其の妖靈が毒石となり、人畜をやたらに殺したので、結城安穩寺の僧源翁和尚が、

八溝山笹獄の鬼退治

法法塵塵端底、本來面目未會藏、現成公案太難事、異類中行任度量、
喝!!と叫んで斧を下すと、美事や石は、三個に碎けて飛び、其の害毒が忽ち消え失せたとすると、如何にも神祕的になつて來るではないか。

輪知らせ給へと祈願を籠め、神のお告げにより兵と放つた矢は、誤たず變化に命中する。不思議や一天忽ち掻き暗れて世は眞の闇、變化は長い尾光を曳いて八溝山へと逃げ失せた。そこで眞信卿は更に軍兵を八溝山麓に進め、須佐木、須賀川蛇穴磯上の各在所から、五百餘人の勢子を催し、山奥は笹嶽といふ難所に踏み入り、三王大権現の加護を以て、首尾よく討ち取つた。其の怪物は數千年を経た大蟹、身長六尺に餘り、頭は牛に似て、馬の尾の如き長髪を生やし、其の中に長さ二尺許りの鹿のやうな角突つ立ち、兩眼火の如く光つて一尺程前方に抜け出で、十本の足は長きこと四尺七寸、鐵の熊手よりも堅かつたといふ前代未聞の變化である。眞信卿は退治の功に依つて、莊園を那須に賜はり、那須氏となつた。所が變化岩嶽丸の妖精が化して一つの大蛇となり、復も人畜を害したので、眞信卿又もや三王大権現のお告げにより、八龍權現と崇めて惡鬼の怨靈を鎮め得たといふのである。

此の話は、那須野狐狩の久壽二年より古きこと僅に三十一年、先づ同時代であつて、九尾の狐の妖靈が更に害毒を流したことによう似てゐる。又地理に結び付けられたことも甚だ似てゐる。それから笹嶽といふ所は、今も八溝の山中にあつて、大きな洞窟があるさうだ。又其の退治に参加した人々の子孫が、幾等も磯上、蛇穴、須賀川などにあつて、其の家は正月門松の替りに檜木を立て、ゐる。それは退治が終つて家に歸つたのが極月大晦日の眞夜中。他の家では松が立て、あつたが、自分の家許りは主人不在とあつて松が立つてゐなかつたから、此の家例を傳へたのだといふ。

那須記には、岩嶽丸の正體を大蟹と書いてあるが、蛇穴といふ地名がある所から見ると、初めは蛇とし

て傳へられたかも知れぬ。一體蛇退治は、英勇神話の中の怪物退治説話に幾等も例のあることで、(蟹退治の例はないが)素盞鳴尊が八岐の大蛇を退治したといふ話は、國賊誅伐の譬喩的記録でなく、全く純粹の英雄神話的記事で、怪物退治説話と名づくべきものであるといふから、此の岩嶽丸の話も、眞信といふ英傑に就いて物語られるやうになつた、一つの怪物退治神話ではなからうか。此の説話が更に九尾の狐の説話を産んだとも見られる。又之れを史的事實として解釋すれば、變化の頭部に毛髪が多かつたといふのは鬚クチャのアイヌのことで、笹嶽は其の巨魁の城砦、それから天に日輪が二つ出で、何れが變化か解らんとしふのは、蝦夷が謀叛して二王があつたことであるとの解釋も試みられる。

君。之れ等の話は、一概に荒唐無稽の説として、葬つて終ふのは宜しくない。其の土地にある傳説は、何處までも原始の形を失はせぬやうにして傳へ度いものである。

君。那須拾遺には黒羽町御亭山コトヤの綾織池アヤオリの傳説を載せてあるが、俗間の口碑とは少し違つてゐる。口碑では、綾織池の附近に龍宮の乙姫様が住み、毎日綾絹を織つてゐて、決して誰にも顔を合せない。然し近在の者が何か器物に差支へて、借用し度いと思ふ時は、其の由を手紙に書いて御亭山の山腹にある綾織池に投げ込むと、忽ち渦巻が起つて其の手紙を龍宮淨土に捲き込む、やがて間もなく器物が龍宮から水面に浮び出る。又返すときは池の中に投げ入れると、直に渦巻が起つて捲き入れて終ふ。所が或る不正直の男があつて、朱塗りの腕を借り取りにして返却しなかつた。すると乙姫はこんな邪慳な所には居られ

那須拾遺の綾織姫

拾遺の説は神婚神話に類す
新羅投化人と綾織姫

六
ないとして、龍宮に行つて終まつた。それから池の水は涸れうせて今日のやうになつた。又其の朱椀は北野上の川倉の益子某の家に今猶残つてゐるといふ事である。拾遺の方には、右の益子の祖先右京之進が、乙姫と深く契り合ひ、或る日興宴を張つてのかへるさに、朱椀を借り來つて返さなかつたといふこと、又一説として持統天皇の御代に、唐土から綾織の名匠が來たので、綾織姫は之を傳へ聞き、遙るく都に上つて漢人の妻となり、其の技を習つた。所が姫の織つた機は、幾等切つても盡きる事がない。そこで漢人は之を不思議に思ひ、或る日姫が他出して不在の折り、竊に機織る所を見ると、奥の方から澤山の小蛇が出て來た。之は不思議と思ふ所へ、妻の乙姫が歸り來り、日頃機織る所を決して見給ふと言つて置いたのに。さてもさても口惜しい事をされたものと、言ひも終らず消えうせた。そして織姫は諸國を歴巡りて技を傳へ、人情の厚い所には暫らく止まつたと記してある。口碑の方は神話の海宮説話に似てゐるが、拾遺の方は二説とも、神婚神話に類似してゐる、殊に一説として擧げた方は、古事記にある、彦火々出見命が海神の女豊玉姫と結婚し、出産の時、見るなど戒められたにも拘らず、竊に其の産屋を見た所が、八尋の蛇である。すると豊玉姫は見られて恥しいとして、海宮へ逃げ失せたといふのによく似てゐる。右の話は、持統天皇の頃新羅の投化人が下野に住んだ(永昌元年の條参照)と言へば、其の投化人が綾織を織つたことを、日本固有の神話に附會した話らしい。借り取りにしたといふ朱椀があるのでも、さう思はずにはゐられない。

謠曲に現はれたる放下僧

武藏金澤三島明神の仇討

那須に富める古國

君の言はれる荒唐無稽の話ばかりをしたが、謠曲外百番にある放下僧の話は事實だ。之れも那須拾遺に出てゐるが、那須郡森田の住人に、牧野左衛門勝重といふ者があつて、上州伊香保の温泉に入湯に行つた。所が其の時來合せた相模の國の住人、刀禰の大膳信俊といふ者と、遊女の事から争を起し、大膳の爲に不意を討たれて死んだ、そこで勝重の郎黨眞壁八郎は主人の遺言を奉じて森田に歸り、大膳の難を避けて、遺族を引き連れて行方も知れずさすらひ出る。他の一人の郎黨梁田庄司は主人の討たれた在家に火をかけて焼死んで終ふ。さて勝重の嫡男次郎丸は幼い時に、伊王野の某家に養子に遣られ、次男の小次郎殊の外両親の寵愛をうけて得た。斯くて小次郎成人して父の仇大膳を討たうと、兄を語らひ、己は放下僧(歌舞手品などをする放下のことをする僧)、兄は行脚僧となつて仇をつけ狙ひ、武藏國金澤の瀬戸三島明神に於て首尾よく不俱戴天の大膳を討ち取り、故郷の森田に歸つて、地頭那須五郎之隆に事の始末を言上に及んだ所、之隆の御威斜ならずとあつて、永樂百貫(貫高一貫は五段であるから五十町歩にあたる)の地を褒美に賜はり、牧野の家を再興させたといふのである。此の記事を知つて彼の謠曲を見ると、架空の作話でないから、一段の感興が湧く。

君。那須野は實に傳説に富める古國ではないか。此の外、謠曲にある遊行柳は、昔野町國道の傍にある遊行柳から出たと言はれ、殺生石、那須與一など何れも謠曲では名高くなつてゐる。それから親園村湯殿神社にある蒲廬の碑——今日いふ屋氣樓が見えたといふ傳説——や、荒川村鴻野山の長者平——源義

家が奥州征伐の時、其の富裕を畏れて焼き亡したといふ——や、馬頭町の和見にある都山の唐の御所——
太古の穴居の跡——や、地名の大内、都山、唐御所、和見など、——孝謙天皇と道鏡との傳説に縁があ
るらしい——や、其の他土地土地に、隠れたる傳説が幾等も傳はつてゐることであらう。之れを決して荒
唐無稽の譚として軽々に附することなく、郷土研究の貴い材料として扱つて欲しいものだ。彼のフレイザ
「が、「口碑傳承の數千年は、文獻傳承の數百年よりも變化の少いものである」と言はれたのは、實に貴
い金言である。然るに近來古文書でなければ、何等の價値もないやうに認められて、口碑などを顧みる
ものは殆んど無くなつた。殊に明治の新文明は、科學萬能宗の信徒を作つて、奇怪不思議といふやうな
傳説を二嘘に附して終まふばかりか、之れを口にするものを異教徒のやうに嘲笑するので、幾百千年と
なく傳へられて來た貴重の傳説も亡びずには居られない姿となつたのは、實に残念至極の話である。若
し各地に傳はつてゐる口碑傳説を其のまゝに拾集して、一卷の風土記を作り、さうして郷土の研究に供
したら、地方色とか地方氣質とかいふ精神的の方面も研究されて、文獻にのみ信賴するより、より多く
の收穫が得られることであらう。それについても私の村の萬兵衛爺が思ひ出される。憎火焚きながら金
毛九尾の狐の話聞いたあの幼時のお正月が懐しい。

第二章 建碑の起原と三古碑

世上、那須國造碑、上野國多胡の碑、陸前國多賀城碑を日本三古碑と稱へて居るが、我が國建碑の起原
を案するに、此の三古碑以前に建碑の事はあつたのである。即ち雄略天皇の朝、小子部螺羸（一）に柄輕
と書くといふ者があつて、勇武人に超え、大に天皇に愛せられた。そこで螺羸の死去した時、碑を其
の墓上に建て、功績を録された。是れ我が國に於ける建碑の書史に見えた始である。其の事は「日本靈
異記」に載せてあるが、小學校の讀本（卷五の十三）に「小子部すがる」とあるのは、日本書紀（日本書紀
は國史大系にある）の記事であるから、參考に供しよう。

三月辛巳朔（雄略紀六年）丁亥、天皇欲使后妃親桑以勸蠶事、爰命螺羸聚國內蠶、於是螺羸誤
聚嬰兒奉獻天皇、天皇大咲、賜嬰兒於螺羸曰、汝宜自養、螺羸即養嬰兒於宮墻下、仍賜姓爲
小子部連。

此の螺羸の碑は方柱形のものであつたといふことであるが、今は残つてをらぬ。他の古碑は何れも扁平
なる自然石に少し人工を加へ、表面を平滑にして碑銘を刻したものであるが、獨り此の碑ばかりは方柱
形であつたといふことは注意すべきことである。

次に古いのは伊豫道後温泉の碑である。これは推古天皇四年（紀元一三五六年）に、聖德太子が僧惠總と
一緒に入浴された折り、皇子が石工に命じて、温泉の効驗を賞讃する文辭百九十四字を鐫刻させたもの

である。我が國に於て、百餘の文字を石に刻したといふのは、此の碑を以て嚙矢とする。然し之れも亡びてない。唯だ「釋日本紀」(卷の十四)に伊豫國土記の文を引用して、其の碑文を載せてある。左に掲げよう。(釋日本紀は國史大系にある)

法興六年十月歲在丙辰。我法王大王與惠總法師及葛城臣。造遼夷與村。正觀神井。歎世妙驗。欲叙意。聊作碑文一首。惟夫日月照於上而不私。神井出於下而不給。萬所以機妙。應百姓所以潜扇。若乃照給無偏私。何異于壽國。隨革臺而開合。沐神井開瘳疹。詎升于落花池。而化溺。窺望山岳之巖崎。反冀子平之能往。椿樹相磨。而穹窿實相。五百之張蓋。臨朝啼鳥。而戲吐下。何曉亂音之聒耳。丹花卷葉映照。王菓彌葩以垂井。經過其下。可優遊。豈悟洪灌霄庭意與才拙實慚。七步。後定君子幸無嗤笑也。

とある。此の文章については、果して太子の撰なるか否かは疑はしいと言ふことである。次は山城國宇治橋の碑である。現に宇治常光寺の境内にある。此の碑は僧道登宇治橋を造り、功を石に録したもので、大化二年(紀元一三〇六年)の建碑であるから今(大正三年)を去ること一千二百六十八年で、那須國造碑(紀元一三六〇年)より古きこと五十四年である。然し現存して居るものは、神の中程から缺けた半分の上の方許りであるから、世に之を宇治の斷碑と稱するのである。「古京遺文」によれば、此の碑はもと土中に埋もれてゐたものであるが、寛政三年四月(紀元二四五一年)宇治常光寺の境内から發掘して得たといふことである。其の全文は帝王編年記に見えてゐるが、四字宛二十四句、三行より成

澆澆橫流 其疾如箭 修修征人 停騎成市 欲赴重深
人馬忘命 從古至今 莫知抗竿 世有釋子 名曰道登
出自山尻 惠滿之家 大化二年 丙午之歲 構立此橋
濟度人畜 即回微善 爰發大願 結因此橋 成果彼岸
法界衆生 普同此願 夢裏空中 導其昔緣

次に上野國多野郡(もと綠野郡)八幡村宇山名にある「山名村辛巳碑」も、那須國造より古いと言はれてゐる。「古京遺文」の説によれば、銘辭(後に示す)の最初にある、辛巳。歲月三日記の辛巳は、天武天皇十年の辛巳(紀元一三四一年)である。若し此の説を真とすれば、那須國造碑より十九年古いことになるが、此の辛巳には頗る異説があり、廣瀬蒙齋は天正三牛の辛巳(紀元一三九一年)とし、伴信友は其の著「上野國三碑考」(伴信友全集に收む)に於て、天平三年の辛巳たることを極めて詳細に考證してゐる。余も信友の説に従ひ、那須國造碑よりも却つて三十一年後のものとする。碑の大きさは豎三尺横一尺五寸許、文字も壞滅して甚だ鮮明でない。左に碑銘を掲げよう。

上野山名村
碑の銘

河内采女氏
瑩域碑

采女氏瑩域
碑の銘

辛巳歲集月三日記

佐野三家、定賜健守命孫黑賣刀自、此新川臣兒斯多輪足邊孫大兒臣、娶三兒、長利僧母、爲記定文也放光寺僧

次は河内國石河郡春日村妙見寺にある、「采女氏瑩域碑」である。銘辭(後に示す)に依つて、持統天皇三年巳丑(紀元一三四九年)十二月二十五日の建碑であることは明かだ、那須國造碑より十一年古い。碑の高さ一尺七寸五分幅七寸、全文五十字の渺たる一小碑で、銘辭は左の通りである。

飛鳥淨御原大朝廷、大弁官直大貳、采女竹良卿、所請造墓所、形浦山地四千代、他人莫上毀木犯穢傍地也

巳丑年十二月廿五日。

此の碑は、那須國造碑と殆んど同時代のものである。銘にある「直大貳」は、天武天皇の朝に制定された冠位四十八階の第十一等で(此の事は那須國造碑、追大壹の條に説明する)彼の碑の「那須國造追大壹」とある銘辭の正しいことを證明するに足りる貴重な史料である。渺たる小碑とて、決して輕視することは出来ぬ。

以上は、何れも那須國造碑以前のものであるが、前陳の通り、或る者は亡滅し、或る者は虧缺し、或る者は餘りに小さくて、我が國の古碑と稱するには聊か物足らぬ感があるもの許りである。されば我が那須國造碑を、日本第一の古碑と言つても敢て過言ではなからうと思ふ。此の碑は文武天皇四年の庚子

上野多胡碑

上野多胡碑
の銘

(紀元一三六〇年)の建碑で、今(大正三年)より古きこと實に一千二百十四年である。

之に次ぐは三古碑の一たる上野國多野郡(もと多胡郡)吉井村にある多胡碑(一名辨官符碑)である。元明天皇和銅四年(紀元一三七一年)の建碑で、今を去ること一千二百三年、那須國造碑よりも六十五年後である。碑の高さ三尺九寸幅一尺九寸、銘字六行八十字といふ堂々たるものである。銘辭を左に掲げよう。

弁官符、上野國片岡郡、綠野郡、甘樂郡、並三郡内三百戶郡成給羊、成多胡郡、和銅四年三月九日甲寅宣、左中弁正五位下多治眞人、大政官二品穗積親王、左大臣正二位石上尊、右大臣正二位藤原尊

此の碑に就いては、偽物であるといふ議論もあるが、銘辭は大政官の辨の官符(即ち今日の辭令書)を刻したものであるから(官符そのまゝではないが)、其の事實は正しいこと、思はれる。それから此の碑には那須國造碑に笠の石を冠らせてあるやうに、中反で平瓦のやうな形した、長さ三尺四寸厚さ六寸といふ覆石がある。之れは大に研究を要することである。後文國造碑の笠石の條下に於て少しく卑見を述べて見よう。

さて那須國造碑と、上野多胡碑との間六十五年間には、史上古碑の存するものが見當らぬ。多胡碑より陸前多賀城碑(紀元一四二二年)に至る五十一年間には、同じ上野の金井澤神龜碑と、奈良藥師寺の佛足石碑との二つがある。

金井澤龜碑は、上に擧げた「山名村辛巳碑」と「多胡碑」と共に、上野三碑と稱へられて、何れも皆同郡の

上野金井澤
神龜碑

多野郡にあるとは頗る奇縁である。(信友の上野國三碑考に詳細なる考證がある)。此の「辛巳碑」は「古京遺文」には、「高田里結知識碑」と呼んでゐる。それは碑銘に「智識結」とあるからだ。碑の位置は「辛巳碑」と同じく、多野郡八幡村の山名で、聖武天皇神龜三年(紀元一三八六年)の建碑である。其の大きき三尺横二尺五寸許、九行百十二字あるが、中には全く磨滅して解らぬ文字がある。國造碑よりは二十六年後のものである。銘辞を左に示さう。

上野國群馬郡下贊卿高田里、三家子孫爲七世父母、現在父母、現在侍家刀自、
 兒[□]那刀自孫物部君手足、次[□]刀自、合六口、又知識所結人三家氏人、次知万呂鍛師
 刀君牛鷹、合三口如是、智識結而天地誓願仕奉石文

神龜三年丙寅二月廿九日

次の佛足石歌碑は、奈良樂師寺にある。天平勝寶年中、文室智努真人が、故茨田夫人の冥福を祈らんが爲に、天竺慈國の佛堂中にあつたと稱する佛跡——釋尊の足跡の圖を轉寫したものを基として、之を石に刻し、且つ其の記文をも石に鐫たもので、これを佛足石記と言ひ、又別に歌碑を建てた。之れが佛足石歌碑である。歌碑の方は、豎石高六尺二寸濶一尺五寸五分あつて、大きな磐石の上に立つてゐる。磐石の大きは、高さ一尺一寸餘、平面縦二尺五寸、横三尺二寸五分。この磐石の平面に、佛の足跡二つを刻してある。石記及び歌碑の文字は頗る長いから略する。(其の全文は古京遺文にあるが、本文だけは國史大辭典にもある)

神龜碑の銘

奈良佛足石歌碑

陸前多賀城碑

「石記」の方は天平勝寶五年(紀元一四一三年)で、歌碑も同年だといふことであるから、那須國造碑より五十三年後のものである。此の兩者は何れも國寶で、其の銘辭古雅雄健。我が國金石文中の上乗ださうだ。これが如何して三古碑の一に數へられなかつたのであらう。

次に古いのは陸前多賀城碑で、宮城郡多賀村大字市川にある。碑の高さ五尺五寸幅二尺六寸、銘字百四十字。實に立派なものだ。建碑の年は碑文にある通り、淳仁天皇の天平寶字六年(紀元一四二二年)で、那須國造碑よりも百十六年後である。三古碑の内では此の碑が一番新しい。新しいと言つても今日(大正三年)から一千二百五十二年の上代である。私も實見したが、刻字は餘りに鮮明で、これが一千百餘年の古碑とは思はれなかつた位。で田中博士の如きは、元錄以後の僞作と斷じ、佐久間洞巖之を造り、伊達綱村之れに與つてゐるとして、種々論證されたが大槻博士は一々之れを駁して、其の疑ふ可らざることを詳細に考證された。(眞僞の兩説は地名大辭書及び國史大辭典にも抄出してゐる)多少疑はしい點があるとしても、彼の芭蕉元錄二年の紀行文たる「奥の細道」に、壺の石碑(多賀城の碑をさす)のこと記して、

壺の石ふみは高さ六尺餘横三尺許、苔を穿ちて文字幽なり。四維國界の里數を記す。(中略)疑もなき千歳の記念、今眼前に古人の心を閱す、行脚の一徳存命の悦、羈旅の勞を忘れて泪落つるばかりなり。

とあるを見れば、先づ眞物と見て善からう。碑銘は次の通りである。

第二章 建碑の起原と三古碑

多賀城 去京一千五百里
 去蝦夷國界一百廿里
 去常陸國界四百十二里
 去下野國界二百七十四里
 去靺鞨國界三千里

此城神龜元年歲次甲子、按察使兼鎮守將軍、從四位上勳四等、大野朝臣東人之所置也、天平寶字六年歲次壬寅、參議東海東山節度使、從四位上、仁部省卿兼按察使鎮守將軍、藤原惠美朝臣朝鸞修造也

天平寶字六年十二月一日

以上、日本三古碑中最も新しい多賀城碑に至るまでの、我が國古碑の沿革を概説したのであるが、所謂「三古碑」の稱は、元より俗説であつて、決して嚴密なる歴史的の言ひ方でないことが知れよう。何となれば、建碑の年代から言つても、碑銘の實質から見ても、國寶といふ點から考へても、佛足石記及び歌碑の如きは、必ず逸す可らざる物なるにも拘らず、其の數に加へられずして、却つて眞偽の議論が喧ましく、國寶にも指定されぬ多胡碑や、多賀城碑が稱せられてゐるからである。たとひ三古碑の稱が右のやうに俗説であるとしても、我が那須國造碑は、年代から言つても、銘字の質量から言つても、記事の歴史的價值から言つても、確かに我が國古碑の第一位を占むべき珍寶であることは、何人も異論のない

ことで、私達郷土人の頗る愉快に堪へぬ所である。そして他の古碑は、明不明の點が残りなく考證し盡されて、議論や考究の餘地がないといふにも拘らず、此の國造碑は研究すればする程、貴重な史學や文學上の收獲を得べき餘地があるとは、私達が一種の誇りを感ずる所である。

碑殘草宿在荒村、千古遺風今尙存、嗚呼君臣斯不再、空令後世續餘論、心越 禪師

第三章 那須國造碑發見の由來

古墓犂かれて田と爲り、松柏摧けて薪と爲る有爲轉變の世の中、不朽に傳へようと刻した其の碑石も、或は全く湮滅して傳はらず、或は風餐雨蝕消磨して文辭明かならず、或は僅に其斷片を土中より發掘して得たるなど、實に「時」は凡ての物の破壊者なるにも拘らず、我が那須國造の碑が、幸にも「時」の破壊を免れて、一千二百十四年後の今日、原形のまゝに傳へられてあるとは、眞に神靈の加護に外ならぬのである。然し此の稀代の寶物も、一時は雜草塵芥の裡に委棄されて、此の世の記憶から全く泯滅に歸してゐたのであるが、頃は東山天皇の貞享四年（紀元二千三百四十七年）、徳川光圀卿に依つて再生したのである。嗚呼墓碑の主人公たる那須國造積善の餘慶なくんば、神靈も加護を垂れるに其の術がないであらうさて石碑發見の顛末は下野國誌と、那須拾遺とにあるから、左に之を抄出して見よう。

下野國誌に曰く。

那須郡湯津上村にあり。黒羽城下より南の方にて一里許なり。其形扁石を回めて笠の如く碑の上に冠

第三章 那須國造碑發見の由來

らせたり。故に然いふなり。さて此碑は人皇四十二代文武天皇の庚子に建てしものにて、今嘉永元年に至りて千五十年に及べり。されば日本第一の古碑なり。碑の高さ今の曲尺にて四尺許あり。石は石工のいふ御影石にて、正面は砥の如く磨きて、左右其外は自然石なり。碑文は一行十九字つ、八行にて百五十二字あり。此碑天和の始までは、草むらの中に倒れ伏して知る人なし。故に草刈わらは等誤りて腰うち掛け、又は其あたりに尿などすれば、忽ち物狂となり、或は大熱を發して、さまざまの事共口走りけるとぞ。然るに其頃奥州岩城の頭陀僧圓順といふ者ありて、其由を同郡武茂庄小口郷梅ヶ平の里正 大金久左衛門といふ者に語る。天和三年癸亥。(紀元三三三三年)六月二十七日、水戸黄門光圀卿武茂庄馬頭村へ下向の節に、重貞右の始末を言上す。貞享四年丁卯九月二十四日、馬頭村へ再び下向有て、儒臣佐々助三郎宗淳に命じて、先づ彼所に遣し、碑文を印打せしめて見せなはし、即ち宗淳に讀ましめ給ひ、古を慕ひ給ふ御志深くまはせば、元祿四年辛未二月有司並に重貞に計りて、湯津上村は御代官所並に阪本内記殿、安藤九郎右衛門の知行と入會の地なれば、替代の地を加し給ひて、碑の所在凡二反歩許を水戸の封境となし給ひ、豎八間横七間の塚を新に築かせ、其上に寶形造りの堂を建て、其中に彼の碑を安置す。但し堂は南向なり。然して同五年壬申六月二十五日、光圀卿當所に下向有て、其堂の東の傍に泉藏院といふ修験を住居させ、月俸を下し給ひて彼の堂を守らしめ給ふ。されば印打は更なり。容易に見る事をも許さざるなり。云々。

那須拾遺石
碑發見の記

「那須拾遺」(寫本木曾武元著)に、

湯津上村に石碑あり、何人の廟と云事を知らず、唯笠石と申傳へける。昔は笠の石を外して常に下に置き、早魃あれば、村中集り石碑の四方へ旗を立て笠石を冠らせ雨禱すれば、必ず雨降るなり。然るに水戸公元録中御堂御建立有りてより、笠石を常に掩ひ玉ひしより以來、雨年多くありければ、諸人笠石を常に冠らせ置き給ふ故かく雨降るならんと申けり。其後早魃に昔の如く雨乞すれども降る事なし。那須記には此石碑を「草壁の皇子の御廟碑」と記されけれども然にあらず。水戸公國史等殊の外御尋ね遊ばされ給へども其名を求め得給はず。此碑の建てしは仁王四十二代文武天皇の庚子の年建て玉ふ。元録中に至り、草むらの中にあり。(下略)

とある。碑に冠らせ笠石を取り外して、雨乞をしたとは如何にも面白い。此の一事によつても笠の石は雨覆の爲に冠らせたものと見ねばならぬ。

笠石の考證
女子師範森
本教諭の説
笠石は塔婆
形なりとの
反駁

序に、笠石のことに就いて一言しよう。本縣女子師範の森本教諭は、嘗て某新聞紙上に論じて、國造碑は卒塔婆の形を取つたもので、笠が塔婆の屋根に當り、自然石が塔に相當する。言はゞ塔婆の形式を縮少して、笠を戴いた碑としたものであらう。此の笠石の例は多胡碑にもあり、又其の後の墓碑の形式が悉く佛籠に似せたものとなつたが、此の佛籠は卒塔婆の形式を縮少したに過ぎないと言はれた。眞に興味のある御議論である。そこで是れを論ずるに就いての先決問題は、其の頃の墓碑に果して塔婆形が用ゐられたか否かである。國造の碑よりも古い小子部柄輕の碑は(今は亡びたが)方柱形であつたさうだ。宇治橋の碑は墓碑ではないから比較するのに都合は悪いが、板碑の形である。多胡碑は墓碑ではなく、辨官符(今日の任官辞令書の類)を刻したものであれば、卒塔婆形を取る理由がない。其の覆石は、中反り平瓦のやうで、三尺四寸、厚さ六寸あるといふから、

我が國墳墓の制

略ぼ國造の碑の笠と同形らしい。然し偽物であるとの議論もあるのだから、或は好事者が後に國造の碑に倣つて、笠石を戴かせたかも知れぬ。同じ上野の山名村の碑は放光寺の僧が建てたものであるが、板碑の形である。國寶の佛足石碑は、全く佛教の爲に建てたものであるから、これこそ塔婆形を用ゐて然るべきに、臺石に佛足を刻み、其の佛足の後方に板碑形の石碑を描みて建て、居る。どうも笠石を冠せたまものは國造の碑の外に類例がないやうである。

一體我が國墳墓の制は、考古學の説く所によれば、高塚時代と卒塔婆時代との二つに分れる。高塚時代は奈良朝以前であつて、車塚、瓢塚、丸塚の如き古墳が即ちそれに當るのである。那須國造の墳墓も侍塚の如き立派な高塚があつて、石碑の方は墓の主人公の功徳を不朽に傳へようとする墓誌銘に過ぎない。だから當時の墳墓には、墓誌銘を銅板などに鑄て土中に埋めたものが幾等もある。即ち船首王後墓志(天智天皇七年)、小野朝臣毛人墓版(天武六年)、文忌寸福麻呂墓版(慶雲四年)の如き、皆土中に埋めたのである。蓋し石碑の方は墓版の代りに地上に建てたまで、何も卒塔婆の考で建てたのではない。卒塔婆を立てることは勿論佛教思想から出たので、之を立てるやうになつて始めて高塚の墳墓の制が廢れたのである。

卒塔婆傳來の考證

卒塔婆は梵語で、大聚、方墳、圓塚、高顯等と譯し(翻譯名義集)、もと佛舍利を安置するものである。佛教で之を立てるには、一、靈域を表はす爲め。二、佛舍利を藏める爲め。三、供養の爲め。四、墓標とする爲め。と四つの意味がある。墓標として立てるやうになつたのは奈良朝以後のことである。で其の我が國に傳來したのは何時であるか明かでないが、書記敏達天皇十四年二月の條に、「蘇我大臣馬子宿禰、起塔於大野丘北」大會設齋、即以達等所獲舍利藏塔柱頭」とあるから、其の傳來も久しいものだ。然し之れは舍利を藏めるので、墓標ではない。推古天皇元年、聖德太子四天王寺を難波に立てた時、寺内に五重塔を建立した。伽藍の一部として築造したのが之れが始めてある。又同太子は經を書寫して納めんが爲めに、山城の太秦寺に石の塔を立てた。之れが石の塔の嚆矢であるが、墓標ではない。孝謙天皇が天下に頒ち給はつた百萬塔は、三重の

我が國塔の築造

小塔で追善の爲めである。それから塔を墓上に立てるのは、天武天皇の七年に、僧定慧が藤原鎌足を多武峯に改葬し、其の墓畔に、十三重の卒塔婆を立てたのが始めてある。然し之は建築物で石の塔ではなく、かつ供養の爲めであつた。先づ墓上に卒塔婆を立てたのは、正史の上では仁明天皇の時が始めてである。文德實錄、嘉祥三年四月の條に、「先是深草陵空塔婆所藏陀羅尼、自發落地」とあるが、之れも墓上に立てたもの、墓標ではなくて經を納めたのである。

石の卒塔婆を立てたのは、藤原基經が、山城の木幡を藤原一族の墓地とし、石の卒塔婆一基を建て、其の標としたのが、先づ其の始であらう。天子の陵墓では、光孝、冷泉、高倉天皇の陵などが石の五輪の塔である。されば仁明天皇の嘉祥三年(紀元一五一〇年)より、百五十年以前の國造卒去時代に於て、石の塔婆に象つて笠石を冠せたといふことは、到底首肯し難い説である。墓標として石の塔婆を立てるやうになつたのは、其の形状は如何なるものであつたか解らないが、先に述べた基經の木幡に立てたのや、宇治拾遺にある、僧清徳を愛宕山に葬り、石の卒塔婆を立てたことなどが始と見ればならぬ。

那須國造時代の前後に當つて、塔を築造することは幾等も見えてゐるが、何れも佛舍利を藏める爲めや、供養として經を納めたものばかりであつて、墓標として建てたのは一つもない。それも皆建築物ばかりで、石の塔は皆無である。若し建築物の塔なら、當時立てたとしても差支はないが、墓誌銘の碑石に、卒塔婆の形を縮少、否な圖案化して建てようと思はれない。彼の佛足石碑に考へて見ても解かるではないか。強ひて卒塔婆に象つたものとすれば、笠石が層をなして造られてあるべき筈だ。何となれば其の頃立てられた塔は、何れも層塔で三重五重七重九重十三重等になつてゐるからである。尤も臺石を一層とし、碑石を二層とし、笠石を三重とすれば、三重の塔にも説けるが、孝謙天皇の百萬塔は、臺の上に三層あり、更に其上に小形の七層があつて、下の臺の中には經を納めたのである。それ等を見ても此の碑の外形は、到底卒塔婆といふ感じを與へない。

笠石は單に
雨覆の爲

水戸中納言
御堂御建立
の事

以上私に、塔の歴史の上から、形状の上から、此の二點より論じて、斷じて笠石は卒塔婆形を取つたものでないと思ふ。然らば何が爲めに笠石を冠せたと云へば、唯だ雨露を防ぐ雨覆への爲めであつて、別に深い意味があるのではなからうと思ふ。單にそれだけであるとしても、笠石は實に面白い考案ではあるまいか。

次に「水戸中納言御堂御建立の事」と題して曰く。

貞享四年卯九月二十四日、水戸侯中納言從三位源光圀公馬頭村に御成りの砌、梅ヶ平の大金久左衛門重貞を召出され、湯津上村の石碑の事御尋ね玉ふ。重貞あらましを言上し奉りければ、乃ち御堂建立の儀を仰せ付けらる。重貞畏つて湯津上に至り、先づ上郷名主六助爰は安藤九郎右衛門殿知行所、次に中郷名主半右衛門爰は阪本内記殿知行所、次に下郷爰は御代官樋口又兵衛殿御支配なり。右の名主を集め、水戸公の仰を申しければ、各々地頭へ伺ひければ、水戸公の御事故違儀に及ばず、兎角水戸殿の思召次第と有つて、元禄元年未の二三月より普請にかゝりける。然るに水戸公、唐の沙門越國の心越禪師を湯津上村へ遣され、碑の文を石摺に寫し、文字を吟味致して水戸へ歸りける。さて御堂は一間四面の椽葺なり。されば同年十二月十五日に成就せり。さて水戸中納言殿御忍びやかに此碑へ御參詣遊され、それより黒羽へ御立ち越し、櫻馬場など御遊覽有りて御歸府なり。其後烏山の城主永井伊賀守殿も御參詣なさる。夫より遠近の老若男女參詣致す事雲霞の如し。さて又石碑の靈は正月二日に薨じ給ひけれども、年の始め内外忙しき時節なれば、二月二日を御縁日と定め、祭禮行ひける。さて又御供料として、田畑六反四一畝歩此地御買ひ上げ寄附なされける。別當は馬頭村大寶院へ仰せ

付けり。

那須國造墓有碑不勒名
啓墓索無誌仍舊復修塋
嗚呼斯何人有靈耶無靈



徑五寸

死者若有知盍鑿我哀誠

元禄辛未冬某月某日

源光圀識

光圀公此鏡を石碑の下へ埋め玉ふ。云々。

「那須拾遺」の著者は湯津上村の人だけあつて、下野國誌よりは詳細に敘して居る。右の鏡銘に「墓を啓いて索むるに」とあるは、光圀卿が、古碑の主人公は何んであるかを究めようとして、湯津上村の中に

ある所謂侍塚サムライツカを發いた事を言つたのである。發墳の顛末は那須拾遺にも出てゐるが、那須記（大金重貞編）の方が發掘した器物を精細に圖解してあるから解かり易い。其の文に曰く。

爰に又此碑堂を離る、事十餘町許りにして古塚二つあり、一つを上車塚、一つは下車塚と里人云傳へしに、光圀卿數十人の人夫をして此の塚を掘らせ給ふ。時に元錄五年申二月十六日也。下車塚の地形南北十二間東西八間の古塚を掘りしに、中より高さ九尺指し渡し一尺、中程のクビレ周り一尺四寸五分、花瓶と思しき物出る。即ち古代の陶器にして素焼也。左に圖あり。又上車塚は南北十二間東西八間、此の塚より掘りし物は、矢の根十八本（一寸一分巾四分）、鎧板二十五枚、青玉の管二つ、鉾の折太刀の折、鏡大小二面、大矢の根一つ、その他種々の物掘出し、が、其形不分明、光圀卿御覽有て、其の品々を取り集め、松の厚板を以て箱を拵へ納め、釘を打ち付け、透き間に松脂を流し込み、其の箱の蓋裏面に、光圀卿自ら筆を採り其の文に曰く。

下野那須郡湯津上村有_二大墓_一、不知_二何人之墓_一也、其爲_二制度_一、是侯伯連帥之墓也。是歲元錄壬申春、命_二儒臣良峯宗淳_一、啓_二發塋域_一、若有_二誌石_一、知其名氏、則欲_二建_一碑勒_二文而傳_一不朽_一也。惜哉惟_二有_一折刀破鏡之類、莫_二有_一銘誌焉。於是瘞藏仍_二舊新加_一封築、四周_二栽_一松、防_二其崩壞_一云。前權中納言從三位源朝臣光圀識

次に發掘した器物の圖を載せてあるが略する。古鏡は漢魏六朝時代の者だといふ。那須記の文によれば、侍塚はもと「車塚」と里人の呼んだものを、光圀卿が發掘してから「侍塚」といふ様になつたものと思は

れる。

第四章 國造碑の位置

國造碑は銘辞にある通り、意斯麻呂（諸葛琴臺は國造の子息であらうと言つた）、及び國造の恩誼を受け、た三韓の歸化人等が、謝恩の爲に建てた墓碑である。喪葬禮に、「墓皆立碑（謂_二碑者刻_一石銘_一文也）記_二具官姓名之墓_一」とあつて、上に（建碑の起原の條）述べたる小子部栖輕の碑、采女氏塋域の碑、及び藤原鎌足の碑（天智天皇八年に建つ）など、何れも墓上に建てたものである。故に國造碑も初めは其の墳墓にあつたものであるが、破壊者の「時」に弄ばされて遷轉したものと見ねばならぬ。那須拾遺には、早天霖雨の際に、村人が該碑の笠石を取り外して、雨や天氣を禱つたことが書いてあるに徴しても略々想像されよう。光圀卿が發見された折りの場所は、大方現今の位置と大した相違はなからうと思ふが、其の附近には古墳もないから、最初の建碑の位置は此の邊ではなかつたと思ふ。それで建碑の原位置を考定するには、

一、那須國造の住所と湯津上村。

二、那須國造と墳墓。

三、碑石の産地。

の三點に就いて講究せねばならぬ。依つて左に聊か之に關する卑見を開陳して見よう。

一、那須國
湯津上村と

一、那須國造の住所と湯津上村。

那須國造は景行天皇の御世に始めて置かれたといふが（此の事は後に詳説する）、其の何處に住まはれたかは、今日到底解らぬ。唯だ文武天皇時代に於て、現今の湯津上村附近に居られたといふ假定が成り立つか否かを以て満足するより外はないと思ふ。先づ國造の碑が残つてゐる所を見れば、元の位置と多少變つたにしろ、當村附近に居られたことは想像される。次に湯津上村が、當時に於て國造の住むべき文化に達してゐたことを證明し得れば、想像は更に事實に近づいて來よう。

和名抄、那須郡の十二郷

和名抄（著書源順は文武天皇庚子を去る二百十一年後に生れた人）には、那須郡の部に十二郷を掲げてゐるが、それを今日の町村に當て、考へると、國造の碑のある當時の石上郷（今の湯津上村）が、先づ那須國の中央政府を置かれた所らしい。其の十二郷の那須郷は、今日の川西町、金田村附近の地。大筒郷は今の七合村（大字大桶あり）附近の地。熊田郷は大筒郷の西に當れる今の下江川村（大字熊田あり）附近の地。方田郷は石上郷と那珂川を隔てた東對岸で、今の黒羽町大字片田附近の地。山田郷は片田郷の東に隣した今の大山田村附近の地。大野郷は那須郷の東北に當れる今の伊王野、兩郷兩村附近の地。武茂郷は石上郷の東南に當れる今の馬頭町附近の地。三和郷は石上郷の南に隣した今の那珂村（大字三輪あり）附近の地。全倉郷は（種々説はあるが）熊田郷の西南に隣した今の荒川村（大字田野倉あり）の地。大井郷は大筒郷の南に隣した今の烏山附近の地。黒川郷は大野郷に隣した今の芦野町附近の地だといふか

下野國誌の地名辭書の

古事記傳卷の五に、

ら、石上郷と同緯度以北には、方田、山田、那須、大野、黒川の五郷があり、同じく以南には、三和、武茂、大筒、熊田、大井、全倉の六郷があつて、石上郷たる今日の湯津上村が人文地理上の中央に位してゐる。是に因つて之を見れば、當時に於ける那須國文化の中心點は、如何しても石上郷附近の地であつたとせねばならぬ。果して然りとすれば、代々置かれた那須國造も今日の湯津上村に住んだといふ推定が成り立つ譯である。國誌の著者は、（下略）石上郷が果して今の湯津上村であるか否かに就いては、異説があるから少しく説明せねばならぬ。下野國誌の著者は、（下略）黒石上は今上下二村に分れて、大田原驛の西の方にあり。兵部上には磐上驛と記したり。と斷じてゐるが、吉田博士は地名辭書には、其の非なることを論じて、（下略）正和名抄那須郡石上郷、今湯津上是なり。即ち延喜式には磐上に作り、古驛にして新田（芳賀郡の舊管なるが、今蘆谷郡に入る）より、石上、黒川（今の蘆野町）と相次ぐを想へば、其地は湯津上村にあたること判知に餘あり。且石上也古訓「イソガミ」にて、「ユヅカミ」も共に、一語の互轉に出でしにやとも疑はる。（下略）と説き、今の大田原の西二里なる石上村や、又大田原の北二里なる東那須野の杵掛を驛址に擬するものもあるが、驛路の道順から察しても、當に今の湯津上村とすべきであると言つてゐる。（地名辭書參照）古訓「イソカミ」が何故に湯津上と呼ぶやうに轉訛したかは研究を要する。古事記傳卷の五に、

走就^{タバシツクナ}湯津石村^{ユヅイハムニ}所成^{ナラセム}神名^{カミノナ}石折神^{イハサツカミ}。

とある湯津石村の地名を釋いて、

湯津石村、書紀には五百箇磐村と書けり。師の説に五百を約めて由と言へり。湯津桂、湯津瓜櫛なども枝の多く、齒の繁きを云、村は群の意なりとあり。萬葉一に河上乃湯津磐村、又祝詞に湯津磐村乃如塞坐と云語多し。

とある。して見れば、湯津上と類似の稱呼は上代から幾等もあつたのである。如何なる所を呼んで、五百箇磐村又は湯津磐村と言つたかといふに、何れも巖根こごしい岩石の神異な所に負はせてゐる。さて今の湯津上村に岩石の奇異なるものがあるかといふに、大にある。那珂川の沿岸及び河床の岩石は、黒羽町あたりからして、貝石が出る。湯津上村の南端廣瀬といふ渡船場附近からは魚類の化石も出る。又國造碑の南に用水堀があつて、其の沿岸の岩石に岩穴が幾つもある。何れも上代穴居の跡である。さて古代岩石の奇異を褒め稱へた名の多いのは、決して貝石などのある爲ではない。即ち穴居を營むに至極適してゐたからである。所が天孫人種は穴居しない、穴居したのは土蜘蛛で、土籠の義から稱したとの説もある。然し人類發達の歴史は、穴居から小屋掛けの住居に移つたことが明かで、金澤博士は其の著、「言語の研究と古代の文化」に於て詳細に考證されたから、左に抄出しよう。(同書第三章家屋より)

と見えてゐるから、木造の建築のあつたことは明かであるが、また同書の同じ卷に、
而中州之地無復風塵、誠宜恢廓皇都、規摹大壯、而令運屬此屯蒙、民心朴素、巢棲穴居、習俗

惟常

とあるから、我が上代にも、空居の俗のあつたことが知れる。言語の上から見ても、イハ(家)はイハ(磐)と音近く、「東雅」卷之六にも、
家イハ、宅舍等の字、並讀む事亦同じ、萬葉集抄に、イとは發語之詞也。へといふが家にてある也といひけり。さらば木戸之邊神など云ひし、その邊といふ詞は家の義にて、後に戸の字讀て、へといひしは即ち家也。又イハともイハともイハともいふ、皆同じ。又イハロとも云ひし也といふ也。

というてゐる。「古事記」上卷に、
故於是天照大御神、見畏開天石屋戸、而刺許母理坐也。

また
故再詔天津日子番能邇邇藝命、而、離天之石位、押分天之八重多那雲、而、伊都能知和岐仁知和岐豆、
於天浮橋、宇岐士摩理、蘇理多斯豆

と、天石屋戸、天之石位の語が見え、「日本書紀」卷第一(神代紀上)に、
是時天照大神驚動、以梭傷身、由此發慍、乃入天石窟、閉磐戸、而幽居焉
と、天石窟、磐戸があり、「萬葉集」卷第三に、

豊國乃鏡山之石戸立、隱爾計良思雖待不來石室戸爾立在松樹乎見者昔人乎相見如之
と。石戸、石室戸などの語が見えるが、これ等はいづれも上古穴居の事實を語つてゐるものである。(中略)

「萬葉集」に石村といふ地名が見えてゐる。

角障經石村毛不過泊瀬山、何時毛將超夜者深去通都(卷第三)

角障經石村山丹白栲懸有雲者皇可聞(卷第十三)

この石村といふのも、石屋の多かつたから呼ばれた名であらう。云々。

之れで見ると、我が國上古穴居したことは明かだ。穴居は岩石のある所に營むのであるから、岩石の多
くある所を賞美するのは、如何にも當然のことである。萬葉集の歌の「角障經」は、萬の延言「ツヌサ」
で、萬が岩に這ふから、岩の枕詞となつたので、餘程面白い。次に「村」は群の義で、東雅に「ムラとは
聚也、群黎の聚をいふ也」とあれば、「石村」は多くの人が穴居を幾個も作つて群り住んで居たからいふ
のである。

湯津上は、
五箇磐村の
約略

さて湯津上村も、現に穴居の跡が幾個もある所を見ると、上古澤山穴居があつたので、前に述べた通り、
「五百箇磐村」であつた。即ち「湯津上」はもと五百箇磐上の義で、イホが約まりてユとなり、湯津磐上(延
喜式には盤上と書いてある)と呼んだ。そして和名抄に「石上」と書いたのは、上の「湯津」を略したので、
今日「湯津上」といふのは、中間の「磐」を省いた言ひ方であると思ふ。
斯かる地名の起因は、獨り湯津上村ばかりではなく附近の村落にも比較に價する地名がある。即ち北隣

川西町大豆
田、栗野宿
の地名の考
證

の川西町の大字の中にある大豆田と、同じく余瀬(私の生地)——もと栗野ケ宿と言つた——とがそれだ。
大豆田や栗野といふやうな地名は、何れも我が國の上古にあつたのである。古事傳十九卷に、
美都美都斯、久米能古良賀、阿波布爾波(下略)

古事記傳の
説

とある阿波布を説明して、
阿波布爾波は、於粟生者なり。書記神代下卷に粟生、豆田とありて、和名抄に、日本紀私記に云、
粟田は安八不と見ゆ。布は麻生、淺茅生、蓬生などの生にて、其の物の専と生ひ殖る地を某生と云ふ
なり(書記の田の字には泥むべからず、萬葉には芋原など、原の字をも書けり)

とある。されば豆田、栗野は共に穀物の豊饒から起つたものであることが知れる。現に此の二字は此の
附近に於て最も肥沃の土地である。湯津上の地續きに、斯く上代の地名が名けられてある所より推せば、
愈々湯津上の起因が明瞭となるであらう。
依つて那須國造は代々石上郷即ち今の湯津上村に住まはれたと斷定する。

二、那須國造と墳墓

二、那須國
造と墳墓

光圀卿の發掘された侍塚が國造の墳墓であるか否かは大に考究を要する。光圀卿は發掘してまた舊形に
封築したといふから、現存せるものは先づ舊形と大差はあるまい。下野國誌などには車塚と稱へてある
が、考古學上の説明によると、車塚は、主人公の墳塚と、殉死者を埋めた陪塚との合稱で、其の状恰も

車塚の説明

瓢形の古墳

車に兩輪があるやうであるから斯く稱するといふことだ。然るに侍塚には何れも陪塚がなく、前方後圓か兩方とも圓形の方であるから、瓢形古墳に屬するものである。瓢形の古墳は、帝皇では神武天皇以後で、仁徳天皇の頃尤も盛大を極め、用明天皇以後は圓塚ばかりで、瓢形は早く廢れたが、其の他の貴族や地方の豪族等は依然瓢形を營んだのであるから、「侍塚」も文武天皇の頃造られたものとしても一向差支はない。

中山信名の墳墓考に曰

中山信名の墳墓考(百家説林に收む)に、國守護人等の墓と題して、

大寶以前諸國の國君等の墓の世に知れし者は、筑紫國人形ヶ原なる筑紫磐井の墓、及び下野國那須野なる那須國造韋提の墓等なり。——中略——此韋提は孝徳天智の頃、那須國造なりしを、天武帝の時の評督になされし人と見ゆ(國造といふは其國の君なり、評督は郡の大領なり)、この二墓は大寶以前一國の君たる者の墓なり。制度定らぬ以前なれば、位階の論もなく、碑を立てしなり。夫より郡縣の法漸く定まりて、國々には國司を遣はされ、年期を定めて、各國を治めしむる事となりければ、任限滿ちぬれば、やがて歸京せる故に、國司の墓とてたしかなる古墳の國々に存せるは、多く聞えず。云々。

又曰く、大寶の令出で、より後、墳墓、宮車にかたどり、又地輪を用ゐる事は、山陵に限りて、凡人には能はざるなり。——中略——いはゆる大寶の令は、凡三位以上、及別祖氏宗(謂別祖者別族之始祖也、氏宗

侍塚より發掘したる古器物の考證

上古鐵甲を用ゐたる考證

者氏中之宗長也)並得營墓、以外不合と見ゆ。又墓皆立碑、記具官姓名之墓とあり(別祖は家分れの始祖也、氏宗は一つの長にて、いはゆる氏長者なり)是より後、三位以上別祖氏宗の外は、墓を造る事を得ざるならひとなりたり。されどこれは、葬儀を嚴重にし、墳墓を壯大にし、碑を立て姓名を勒することを制止せられしのみにて、圓襲を造り、墓誌を納むるやうの事をば禁せられしにあらず。(下略)

これ等の事から考へても、現存の侍塚は中々盛大なもので、大寶以前一國の君たる者の墳墓たることを推定される。

以上は墳の形狀から言つたのであるが、更に墳の中にある器物を發掘して見れば、年代の推定は容易に知れる。然し玆には上に引いた那須記の記事によつて考へる外ない。其の掘り出した銅鏡は支那製で、漢魏六朝時代のものと言へば、年代は勿論那須國造時代と出合ふ。次に青玉といふのは圖で見ると管玉である。之れも其の時代にあるべきものである。唯だ疑ふべきは鎧の札板が出た事である。光陰卿が、「侯伯連帥之墓也」と言つたのは、國造の墓ではなく、武人のものであると思つたからではあるまいか。(矢の根、太刀の折、鎧の板等の武器があつたから)さう思つたが爲に、從來里人の「車塚」と稱したものが、遂に「侍塚」と改まつたこと、察しられる。

鎧の札板が出たとて決して武人の墓とは限らない。當時の國造は一國の君で文武を兼ねた人であるから、勿論鎧も著たらう、太刀も持つたらう、弓も射たらう。唯だ考へを要するのは、當時果して鐵甲があつ

たか否かの問題である。其の製は兎に角、鎧は神代から着用したもので、「甲」の字は崇神紀十年九月、武埴安彦が、大彥命と戦つた條に出て居る。即ち、其卒怖走、尿漏于禪、乃脱甲而逃と記されてゐる。又「鎧」の字は、古事記應仁天皇の條に於て是其兄王、隠兵士、衣中服鎧、到河邊とある。其の甲と言ひ鎧と稱したものは、鐵製であるか革製であるかは知ることが出来ぬ。然し續日本紀(文武より桓武に至るまでの歴史)には、縮甲冑、革甲、鐵甲、羊革甲、牛革甲、馬革甲等の名が見え、同書寶龜十一年(文武天皇庚子より七十年の後に當る)八月の條に、今革之爲甲、牢固經久、撰身輕便、中箭難貫、計其功程、殊亦易成、自今以後、諸國所造年

鐵甲は革甲より以前に用ゐらる

根甲冑、皆宜用革、即依前例、毎年進様、但前造鐵甲、不可徒爛、每經三年、依舊修之とあれば、其の頃には専ら革甲を用ゐること、なつたが、以前は鐵甲も盛に用ゐられたと見えて、獨り此の侍塚のみならず、諸國の古墳から幾等も鐵甲が発見される。續紀の寶龜十一年に革甲を用ゐるべき令を下し、「但前造鐵甲、不可徒爛」と言つた所から察すると、之れより七十年前の那須國造時代に鐵甲の存在したことは、殆んど疑を容れない。依つて「侍塚」は那須國造時に營まれたものと推定する。

三、碑石の産地

三、碑石の産地。

那須國造の碑石は、高さ三尺八寸五分、濶さ一尺五寸八分ある花崗岩の自然石で、表面は研り平めて滑かに磨き上げたものである。本縣女子師範の森本教諭は某新聞に於て、花崗岩は筑波山系より産出すれば、碑の石材は其所より船に載せて、那珂川を溯り、今日の那珂村から陸揚げしたと言はれたが、成る程地裡書には筑波山系から花崗岩の出ることを書いてある。然しそれは研り出して市場に持ち出す事の語で、石碑にする位の花崗岩は湯津上の近くに幾等もあることを御存じないのである。那珂川の西岸(湯津上村の方)の方には見當らぬが、東岸の對向せる地、古の山田郷(大山田及び黒羽町の龜久)や、方田郷(同じく大字片田)に當る所には自然石の花崗岩が路傍に累々として轉がつてゐて、土地の人は自家用に種々の石材を採つて居る。故に此の碑の石材も無論對岸の地から持つて來たと言はねばならぬ。さて建碑の原位置を考定するについて、提供した三問題を講究して見ると、愈々以て那須國造碑が湯津上村の侍塚(上塚か下塚かは解らぬが)に建てられたことが證明されるのである。

山田郷片田郷の花崗岩

國造碑の位置の断定

第五章 那須の地名考

那須國造は景行天皇の時に置かれたと、國造本紀にある所を見ると、「那須」といふ稱呼の由來も久しい哉と言はねばならぬ。何時の頃から起つたかは勿論解らないが、如何なる所より此の名稱が出来たかに

日本武尊の
言へる「那
と須むる」
より出づ
るより出づ
るより出づ

我が國に茄
子の地名あ
る比較考證

就いては、二三の説があるから、先づそれを紹介して、次に私の一家言を述べて見よう。
那須拾遺(卷一)に、「那須と云都號の因縁の事」と題して、
那須神代の卷に曰、仁王十代崇神天皇十七庚子年(日本武尊の東夷征伐は景行天皇の四十年であるか
ら、巳に年代が誤つてゐる)、日本武尊東夷征伐の御時、駿河國富士野、武藏、下總、常陸を征し玉う
て、下毛國に着き玉ひければ、賊徒等驚き逐電す、尊深く謀て仰せけるは、那と須むるに、農民那も
須す、尊那て須く待たせ玉ふ所に賊徒を得て、終に征伐し玉ふ也、依之郡の名とす。
又曰、往昔下毛の國に茄子自然と出生するを以て、所の名を那須と云。然るを日本武尊東夷を平げ玉
ふ時那須と書き替へ玉ふと也。

と云うてある。第一の「那と須むる」云々は、荒唐無稽の説で、寧ろ滑稽である。又「茄子自然出生」云々の
説も村落の一部分なら兎に角、苟も國名ともあらうものが、こんな小事故から起つたとは到底受け取れ
ない。尤も本縣の安蘇郡は「麻生」の義で、麻に適するから出来たと云へば、土地の産物によつて稱呼の
生するのは、理由のあることではあるが、麻とか粟とか豆の如き、人間生活に日常缺く可らざる底の重
要産物ならまだしも、有つても無くもよい微々たる一茄子が生じたかもとて、地名になりさうもない。
かつ茄子は景行天皇以前に於て、我が國に在つたか否かは實に疑はしい。然し我が國に茄子を冠させた地
名はないことはない。吉田博士の地名辞書を開いて僅に二つを得た。一つは美濃國惠那郡坂本村の大字
で、「茄子川」といふ所、他の一つは陸中國膽澤郡にある「茄子川」である。前者の起因は解らぬが、後者

中洲の地名考

の方は、豪族那次川氏から出たので、一に那次川とも書き、「茄子」には縁が無いやうである。それ故比
較研究になるのは美濃の「茄子川」であるが、古い謂はれのある土地でも何でもないので、庄屋の奎兵衛
が川に茄子を流した位の所から出た位のものであらう。猶「那須」も「茄子」と書いたこともあるなら、多
少研究を要するが、全く文字も違つて居れば、先づ一嘘に附してよからう。
次には下野地誌(阪部教宜編)に載せてある説で、那須は中洲の義、箒川と那珂川との間で、中洲になつ
てゐるからである。其の證據には、黒羽の東に須佐木といふ地があるが、實は中洲の先であるから「洲先」
の意であるといふのである。此の説は至極道理である。本縣の河内郡は北から東にかけて、鬼怒川に包
まれてゐる所から出来た名で、河内國も淀川の此方にあるからである。又「奈州國造淨主」と書いたのを
見ると、如何にも「中洲」らしく思はれる。で私も先の「碑考」には信すべき説と言つたが、猶深く考へる
と此の説も頗る怪しいものである。

第一那須の國は、箒川(鬼怒川や荒川としてもよい)と那珂川との中洲になつてをらぬ。和名抄に擧げた
十二郷の中、黒川(今の蘆野町地方)大野(伊王野村兩郷村地方)方田(黒羽町の片田地方)山田(大山田村
地方)武茂(馬頭町地方)の五つの郷は、何れも那珂川の東にある。寧ろ那珂川は那須國の中部を貫流す
るといつてよい。又箒川の南部即ち「中洲」になつて居らぬ所に、三和(那珂村の中三輪地方)大筒(七合
村の中大桶地方)熊田(下江川村熊田地方)全倉(荒川村田野倉地方)大井(烏山地方)の五郷がある。する
と「中洲」の地には、僅に那須(川西町地方)石上(湯津上村地方)の二郷あるばかりとなる。然し那須郷が

我が國に於ける那須の地名

中洲の義

須佐木村は洲崎なりとの反駁

中洲の義

黒羽町野上の地名の解釋

那須國の名の本で、那須郷は箒川と那珂川との「中洲」の地であるから起つた名であると説けば、まんどら通らぬこともない。そこで我が國の地名の中に、之れに類似して出來た所があるかといふに、例の地名辭書には一向見當らぬ。唯だ「那須」といふ同名の地が、肥後國五箇庄の附近と信濃國青木郡田澤の鑛泉の那須湯と二つあるばかり。肥後にある「那須」は平家の落人が隠れた所と言へば、那須郡の那須氏に關係があるらしく、又信濃にある「那須湯」は硫黄泉であるといふから、那須湯本から來た名と思はれる。されば「那須」の稱呼の起原は我が「那須國」で、他に比較研究になる土地はないらしい。若し「中洲」から起つた名で「那須」に似寄つたのがあれば、勿論信せられるが、他にないとすればまだ研究の餘地がある。

「中洲」説の論者は、須賀川村大字須佐木を以て、「中洲」の先であるから「洲崎」の義でかく稱へたと主張してゐる。之れも一應尤もに聞えるが、私には別箇な鄙見がある。假りに「中洲」は那須郷の地としても、此の郷は今の川西町附近の地であるから「須佐木」は決して「洲崎」になつてをらぬ。那須郷の對岸の地は今の黒羽町で、古の方田郷と大野郷の境界位に當り、「須佐木」の此方西部には、黒羽町大字北野上がある。北野上から唐松峠といふ峻坂を越して始めて須佐木に達するので、此の間那須郷から今日の道筋でも優に三里半はある。それを「洲崎」といふには餘り遠過ぎる。のみならず其の間に「野上」といふ處があるが、石器の遺物が出るのを見ると、古く開けた土地に相違ない。で其の「野上」の名は、那須野の上に當る所から言つたのであらう。栗田寛の郷名同唱考（栗里先生雜著下）に、「野のある地の上方にあるを

須佐木は須賀川村の洲崎

須賀は洲の義

須賀川と同名地の考證

野上といひ、野の入口にあるを野口といひ、その坂のある處を野坂といふべく、其の田あるを野田といひ、野中にあるを野身濃味なども云るにか」と説き、「野上」の地は伯耆日野郡と、美濃不破郡とにあると言つた。之れから考へると、「北野上」は那須野の東の端、箒川の沿岸にある野崎村は、同じく西の端にあるからいふので、「須佐木」は決して「中洲」の崎の意味ではない。

地勢上から見ると、此の地は寧ろ須賀川からの「洲崎」である。須賀川と須佐木と、聲音の上から察しても密接な關係がある。故に「須佐木」の地名を説明するには、先づ須賀川の地名を研究せねばならぬ。さて「須賀」と名のつく處は枚舉に遑あらずといふ程ある。下總海上郡の須賀郷（和名抄）、同じく匝瑳郡の須賀郷（和名抄）、伊勢壹志郡須可郷（和名抄）、肥前西彼杵郡周賀郷（風土記）、等何れも海岸斥鹵の地で、「洲處」の義である。郷名同唱考には伴信友の説を引いて、「凡て海邊の洲處の義ならん歟」と記してある。「スカ」と呼ぶ地は海邊に多いばかりでなく、又川の岸の砂石の多い地方なども幾等もある。信濃東筑摩郡梓川と檜井川との間にある崇賀郷、武藏北埼玉郡利根川の岸にある須加村、その對岸上野邑樂郡にある須賀、又其の附近川俣村にある小須賀、上野利根郡片品川の東岸にある須賀川、岩代岩瀬郡逢隈川の西邊にある須賀川など、何れも川沿の地で、「洲處」の義である。地名辭書には、「奥州方言に、洲沙の地をスカといふ」と書いてある。其れ等から考へて、須賀川も、常陸の久慈郡に流れ入る押川の上流、細長い谷間の地である所から、此の地名が生じたことは明かである。且つ此の須賀川の地勢は常陸の久慈郡に屬し、村の鎮守の鹿島神社は、常陸の鹿島神社の別れで、常陸の方から開けて來たことは推定され

る。そして「須佐木」よりも早く開け、「洲處川」の先方にあるから、「洲崎」の義で須佐木の名が起つたこととは、疑ふ可らざる事と思ふ。それから「須佐木」は「洲崎」の義であることは、土佐高岡郡にある須崎港、東京本所區にある須崎、相模鎌倉の中にある州崎等から見ても明かである。唯だ此の「須佐木」は海岸の州崎ではなく、川岸の洲沙の地たる「スカ」の州崎である。

要するに、黒羽町の「野上」は那須野の「上」であるから言ひ、須賀川村の須佐木は須賀川の先であるから言ふので、決して「中洲」の崎でないのではない。斯かる點から考へても、常川と那珂川との間にあるから、「中洲」の義で那須と稱したとの説は、如何しても疑はずには居られない。

以上に述べた三説(那と須むる。茄子、中洲)の外に、那須を説いたものを聞かない。次に私の一家言を記して諸君子の叱正を仰がうと思ふ。

那須見の二つは、「須賀川」の地名から思ひ付いたので、相模中郡の須賀の地は、地名辞書に「古語駿河と同語にて、洲處の義なり」とある。さて駿河國の名は古の駿河郡から起り、駿河郡は駿河郷(和名抄)から起つたので、洲沙の地に基いた名稱で、同辭書に、駿河は須賀と同語、洲處の訛りて、スルガと爲りしこと推して知るべし」とある。所で我が那須の名も、那須郷から出たので、那珂川の沿岸洲沙の地であるから、「那珂洲處」の本義を約めて那須と呼んだのであらう。又那須郷といふ一小局部に限らず、那珂川沿岸一帯の地に冠らせて稱したと見てもよい。那珂川は常陸の仲國の中央を流れるから起つた名で、仲國は常陸の茨城、久自の二國の中間にあるからだと言へば、那珂川は仲國の稱が出来た後の名と言は

那須見の第一

那須は那珂洲處の義より出づ

那須見の第二

ねばならぬ。従つて那須の地は、仲國などの後に開けたことが知れる。國造本紀で見ると、仲國造は志賀高穴穗朝御世(成務天皇)に置かれ、新治國造(今の新治郡)筑波國造(筑波郡)久自國造(久慈郡)高國造(多賀郡)は、皆同じく成務天皇の御世に、茨城國造(茨城郡)は輕島、豐明、朝世(應仁天皇)に置かれたとある。然るに那須國造は景行天皇の時に置かれて、仲國造より古いが、茨城國造が應天の朝に置かれた所を見ると、那珂川の下流の地方が先に開け、漸次上流に及んだことが察せられる。依つて那須は「中洲」でなく、那珂川の洲沙の地即ち「那珂洲處」の約略で「ナス」といふ地名が起つたものと私は考へる。勿論此の見地が言へば、那珂川の名が出来た其の後に「那須」の稱が生じたことになるのである。

右の愚見は飽くまでも國語の上から解釋して見ようとの試みである。然し東國の地名には「アイヌ」が非常に多い、例へば、能登はアイヌ語(アイヌ)の岬の義、刀根川は、アイヌ語(Toim)で、トイは湖沼の義、ナイは大川の義であるから、湖沼のある川といふ意味。小田原は同じく(Ost-hart)又は(Ost-hart)で、オタは砂、ポロは大、バラトは川幅の廣き義、即ち砂地の廣い所で、我が國の「洲處」の意味から出来たのである。其の他富士山の(Hitani)焼けるとか燃えるとかを意味し、魚の(Och)チエブ(小兒は魚をチエ、チエといふ)手の(Tek)金の(Kani)神の(Kamui)登の(Nupuri)……山(山)など澤山ある。そこで「那須」も他に類例のない地名であるから、或はアイヌ語からでも出たかと思はれる。そして「那須」の名は、何んでも那須國の殆ど全部に互つてゐる那須野から起つたもので、那須郷は那須野ヶ原の中部に開けた郷であるからいふのであると考へられる。それで少しくアイヌ語を辿つて見た所が「野原」のことをアイヌ語

「那須」はアイヌ語より出づ

那須はアイヌ語「裾野」の義

では、(Nim)と言ひ、語尾のPは喉頭摩擦音で、明白にPと發音せずして、口の中で聲を吞んで終ふのである、又手の(Nes)も、語尾のKが喉頭摩擦音に發音するからテケと言はんで、テで彼等に通ずる、同様に魚の(Cup)もPを明白に發音しないで、チェと聞える。日本で子供の言葉に魚をチェ、チェといふのも同理である。それから麓とか裾とかいふ義を表はすアイヌ語に、(Nim)といふのがある。此の二語を續けると(Nup-stun)となる、さうして二語の末尾にあるPとTとは前に述べた通り喉頭摩擦音で判然聞えぬから、(Nim)の如く發音する。又Hは響かぬことが多いから(Nim)即ちヌスと發音する。ヌスが轉じて「那須」となるのは何でもない。依つて「那須」はアイヌ語の(Nup-stun)から來たので、「那須山の麓の野原」の義であると思ふ。

東雅(卷二)には野を解いて、

野ノ、義詳ならず、古語にノといひしは、伸るの義なるあり、(中略)古時野の字讀で、ナといひし如きは、ノといひ、ナといふは轉語なり。また古語にナと云ひしは無也莫也、其義あるなり、さらば野をノといひし事は、其平遠曠濶の義なるに似たり。
とあるが、私見によれば、「野」を古時ナとも言つた所を見ると、アイヌ語の(Nim)から出たものと思はずには居られない。那須野は我が國第一の廣野で、北に活火山の那須山を控へ、頗る大陸的地勢を有してゐるから、吾れ、ノが富士山麓の平野を「裾野」と命名したやうに、アイヌも亦活火山の裾野の意味で(Nim-stun)と稱したことは、想像するに難くない。

那須はアイヌ語「寂しき野」の義

又アイヌ語には、「寂しい」とか「荒涼」とかを表はす形容詞に、(Nim)といふ言葉がある。之れを(Nim)に冠らせて(Nim-nup)といふが、(Nim)が二つ重なるから、發音上、前の(Nim)が黙まつて、(Nim-nup)となる。さうして前の後のHと後の語のPとが發音しないで(Nim)即ち「ニスヌ」と呼び、「那須野といふ野原の方の名が先づ出來て、後に那須が他に用ひられたか、それともニスヌが轉じて「ナスノ」となつたかとも考へて見たが、餘りに轉訛が甚しいから牽強の嫌がある。依つて先づ前説を主張する譯である。さて「裾野」の義から起つたとすれば、何故(Nim-nup)と麓を表はす語を「野」の前に置かなかつたかとの反駁が起らうと思ふ。然し(Nim)は形容詞でなくて、「もと」根、麓、裾「へり」「はた」「わき」「ほとり」などの多義を有する名詞であるから、野の下に續けたとて一向不合理的なことはない。のみならず小田原の地名は、「砂を表はす」(Ara)の下に、「川幅の廣き所」を表はす(Pana)若しくは「大」を表はす(Pana)といふ形容詞を續けて、(Ora-pan)即ち「オタバラ」となり、小田原の名が出來てゐる。又北海道の札幌は、乾くを表はす(Ara)に、「大」を表はす形容詞の(Pana)を續けて(Nim-pan)「サツト、ボロ」となり、それが約まつてサツボロとなつた所を見ると、(Nim-stun)と續けるのは、毫も不合理でない。

一體アイヌ語でも、形容詞は形容すべき語の前に来て、(Poro-nuput) (大山) Poro-nai (大川) など、言ふのが普通である。然るに札幌は(Nim-pan)と續いてゐる所を見ると、(Pana)の次に何か言葉のあつたのが、地名には省かれたのかも知れぬ。兎に角地名は、日常口にするので、簡單より簡單へと轉訛するものであるから、本原の意味も言葉も省かれて、文法の法則によく合ふといふ譯には到底行かない。大體から

アイヌ語の語法と地名

那須はアイヌ語大野の義

那須はアイヌ語大野の義より出づる断定

考へて道理であるとすれば、それで先づ善いとせねばならぬ。此の論法を以て更にアイヌ語を見ると、「大」とか「眞」とかの義を有する接尾語に、(ニ)といふ語がある。そこで此の(ニ)が(ニ)の下に來て接尾語となり(ニ)即ちヌフシイが前述のやうに約まつて、「ヌヌ」となり「ナス」となつたかとも考へられる。よつてアイヌ語に造詣の深い金田一學士に質問した所、(ニ)は、(ニ) (大日本) (大日本) (大日本) (美しき島又は大なる島の義) (古守島のこと)の如く用ゐ、語尾に接する場合は、動詞の下に附きて語勢を強めるので、名詞の下には續かぬといふ御答であつた。然し札幌の例もあれば、地名は文法に合はんでもよいかとの疑も存するが、果して如何なるものであらう。

要するにアイヌ語から「那須」の地名が起つたとすれば、麓の野の義で、(ニ)から來たと説くのが最も妥當と信ずる。

- 雨洗風磨原上碑、綿延歲月半傾欹、真丹年號尤奇事
- 國造功名没朽期、好古賢侯類荆棘、富才懸客讀題詩
- 轟天霹靂何曾擊、自有神靈永護持、嵯峨月潭著述巖居稿

第六章 碑銘の全文と大意

一字一語の考證は、碑銘の大意を攫み取るに困難であるから、最初に、私の可と信じた説に基いて、全文と其の大意とを掲げて見よう。

○碑銘の全文 (原文八行十九字詰、都て百五十二字)

永昌元年己丑四月、飛鳥淨御原大宮、那須國造追大壹、那須直章提、
 評督被賜、歲次康子年正月二壬子日、辰節弥故、意斯麻呂等立碑、
 銘、偲云、尔、仰惟殞公廣氏尊胤、國家棟樑、一世之中重被貳照、一命
 之期連見再甦、碎骨視髓、豈報前恩、是以曾子之家无有驕子、
 仲尼之門无有罵者、行孝之子不改其語、銘、夏堯心、澄神照乾、六
 月童子、意香助坤、作徒之大、合言喻字、故無翼長飛、无根更固、
 之を假名交り文に直せば

永昌元年己丑四月、飛鳥淨御原の大宮より那須の國造追大壹那須の直章提に評の督を賜はる。歲、
 庚子に次る年の正月二壬子の日辰の節に彌故す。意斯麻呂等碑を立て偲を銘すと爾云。仰ぎ惟んみ

碑銘の全文

碑銘の假名交り文

れば殯公は廣氏の尊胤にして國家の棟梁たり。一世の中重ねて貳照せられ、一命の期速りに再甦を見る。骨を碎き髓を視るとも豈に前恩に報せむや。是を以て曾子の家には驕子あること無く、仲尼の門には罵る者有ること無し。孝を行ふの子は其の語を改めず。夏に銘す堯の心を、神を澄し照乾す。六月童子、意ふに香は坤を助く、徒を作すこと大なり。言を合せて字を喻す。故に翼無くして長く飛び、根無くして更に固まる。

碑銘の大意

○碑銘の大意

唐の則天武后の時の年號である。永昌元年四月(我が持統天皇三年)飛鳥淨御原の大宮(持統天皇の朝)より、那須國造で、追大壹の位階を有する、那須(氏)の直(上古の姓で、君の次ぎ縣主の上)輩提に、那須郡の大領(評督)を命せられた。(大化の改新により、那須國が郡に改められたからである)。そして國造は庚子の年の正月二日(文武天皇の四年に當る)、午前八時に死去(物故)された。依つて國造の子弟たる意斯磨を始めとして、國造の恩顧を蒙つた新羅の投化人等が、墓碑を建て、故人の徳を石に刻みつける。

仰ぎ思ひ見れば、亡き人(殯公)は、豊城入彦命の後裔たる廣來津氏(廣氏)の子孫で、國家の重任に堪ふる材器のある人であつた。(國家棟梁我れ等は非常な恩顧に預り、一世の中二度と主君の照臨を蒙り、(投化人が此地に來て再び主君を戴くからいふ)一命が蘇生(再甦)することを得たやうな厚い御恩恵に浴した。此の海よりも深く山よりも高き御恩恵は、骨を碎いて骨髓を現はす底の勞苦をなす

とも如何にか國造生前の恩恵に報いることが出來ようぞ。

實に國造の恩徳は、斯の如く甚大なれば、其の子弟の之に事へること、曾子の家に父兄に背くやうな驕傲なるものが無いやうに、又孔子(仲尼)の一門に師友を惡口するものが無いやうであつた。後に遣された國造の子弟も、論語に「三年無改父之道可謂孝矣」とある教訓に合つて、能く父の志を繼ぎて徳政を施し、我れ等投下人を舊の如く憐んで下さる。

さて國造は忠(銘夏堯心) 烈(澄神照乾) 孝(六月童子) 養(意香助坤)を以て、よく民徒を教化し大に民心を振作した。此の「銘夏堯心」より此句までは隱語の文で、意味を合せて文字となるのである(合言喻字)。

かく教化が行はれた故、國造の名聲は、管子に「無翼而飛者聲也」とある通り、長く後世に傳はるべく、又治下民人の故人を思慕する眞情は、同書に「無根而固者は情也」とある通り、長く固結して、永久に之を忘れることはなからう。

といふのである。全文僅々百五十二字、然もよく深長の意味を籠めて作つた所は、投化人としても餘程文學に秀でたものでなければ出來ない。以下章を改めて各句毎に詳解し、以て諸君子の叱正を仰ぐこととする。

茫々大八洲

國造爲之司

其數一百餘

撫字德教施

伊昔權原朝

方伯出三台

珍彥導海路

大和補臥治

第六章 碑銘の全文大意

其餘功勞臣	各々披草萊	定有循良績	千歲無人知
豐城督山道	風下遍東夷	公實其苗裔	治民有成規
淨原御宇日	那須供一陸	德化遍閩鄉	不須勞糧管
門無有罵者	家亦無驕兒	能化佗邦人	碎骨報恩思
隱語表其德	似學黃絹辭	物換星又移	公墳委茅茨
何知千年後	義公再表之	公德乃發揚	猶似撫字時
此言若不信	請看國造碑		青山延壽

第七章 碑銘の考證

○永昌元年己丑四月

永昌元年己丑四月
白石の説

碑銘は明に永昌と見えるが、實物を見ると幾等か虧缺してゐるので、「朱鳥四年」とあつたのを、發見者が改作したのであるといふ説がある。新井白石は、那須國造碑釋文(新井白石全集第四卷)に於て美竊疑以謂、維我東方、建國以來、未始有稱藩異邦奉其正朔者也、僞周之號、亦何以假爲、若其果然則文武四年、只用甲子何也、以余考之、或以爲永昌元年者、即朱鳥四年也、持統稱制、無改前朝之號、蓋以其攝也、據史持統四年庚子正月朔、始即天位、亦足以徵矣、歷代辭

掖齊の説

遠、文多尠缺、不可盡解、但其四字、僅存三畫、而右旁轉折處、隱若挑勾勢、上頭一點、乃是剝落之跡、遂使觀者、以爲元字耳。と説いた。朱鳥四年とすれば、干支は己丑で正しいのである。掖齊も此の説を承けて左の如く言つた。蒙齊(藤井貞幹のこと)曰、永昌元當作朱鳥四年、蓋係洗者改作、今審觀之、字樣不類、其説或似可存、朱鳥四年五年六年七年、見萬葉集、朱鳥七年見現報靈異記、不得據史斷言朱鳥之號止一年也。

宗淳の説

と。白石の説の異朝の正朔を奉する理由がないから、「朱鳥」でなければならぬといふことは理窟が立たない。又蒙齊の洗者の改作に係るとの説は、其の證據がなくては妄斷である。碑銘の最初より「永昌元年」とあつたことは、佐々宗淳の文で明かである。曰く。
元年、上二字、不甚不明、乃摸印見之、永昌二字也、然本邦無永昌號焉、飛鳥淨御原天武朝也、天武有朱鳥號、永昌字形稍々似朱鳥、想是歲月之字體訛缺也、因爲朱鳥、歸後考之、朱鳥元年、歲在丙戌、而此曰己丑、則非朱鳥也明矣、今按唐武后永昌元年歲在己丑、而當持統三年、此時本邦年號闕、故假用異域年號乎。
と。是に依つて見ると、發見した時石摺りには「永昌元年」と表はれた。然し永昌は本邦に無い年號であるから「朱鳥」と疑つて見たが、干支が合はぬ。そこで唐の武后の年號を假用したと斷定したのである。猶發見者の大金重貞は、其の著「那須記」に左の如く記してゐる。

此の頃日本年號絶えたるにや、唐の則天后一宮、中宗皇帝の年號、即ち永昌元年己丑也、是れ朝鮮歸化の廣津君の孫(廣津君のことは誤つてゐるが後に説明する)意斯磨と云ふ人、文武兩道の達人にて時の人賢者と賞す。此の人上を敬し忠を盡し民を憐むの志深く、悉く國主を慕ひ奉る。故に那須湯津神郷に碑を建つると云

とあるを見れば、始めより「永昌元年」とあつたことは疑がない。唯だ疑ふべきは、何故に唐の武后の年號を用ゐたかといふ點に過ぎないのである。

何故に唐の年號を用ゐたるか

朱鳥の年號は、何年續きしか

宗淳は、前に記した通り「此時本邦年號闕、故假用異域年號」と言つて、日本に年號が無い爲に假用したといふのである。成る程「日本書紀(卷二十九)天武天皇白鳳十四年の次には、「朱鳥元年春正月壬寅朔」と書き出し、後の方には、「戊午(七月の)改元曰朱鳥元年、仍名宮曰飛鳥、淨御原宮」とあり、改元の九月丙午の日には「天皇病遂不差」と記され、朱鳥は天武の朝だけで終つてゐる。其れより後は持統の朝で、元年二年三年と記され、年號は關けてゐる。然しそれは正史の話、民間では朱鳥を七年までも使用してゐたことは掖齊の説の通りで、古事類苑年號の部には其の用例が山程擧つてゐる。又「長等の山風(伴信友著)にも詳しい考證がある。政府では廢した積りでも、其の布告が民間に徹底せずして、依然使用されたと見える。斯ることは明治が大正と一日の中に改まつて終まつた今日の世からは、殆んど想像の外である。一體正史は表面上の記録で、事實といふ點に於ては古文書私史等の方が遙に正確なものである。だから「日本書紀」に其の時は年號がないから、我が國に年號が無いとの説は、悉く書を信せ

ば書無きに如かずの類である。京都の人でさへ、朱鳥を七年も用ゐたとすれば、僻遠な那須國あたりでは、「朱鳥四年」と書くことは何の不思議もない。故に當時日本に年號が無かつたから、唐のを假用したといふ説は宜しくないと思ふ。それにはまだ深い理由がなければならぬのである。諸葛琴臺は、此の碑を建てたものは、新羅の投化人だから彼の土の年號を用ゐたのであらうと。左の如く論じてゐる。

唐の年號を用ゐたる琴臺の説

伊野野唐木田村に投化人居る

永昌ハ唐ノ武后ノ年號ヲ假リ用ヒタルナリ。サテ唐ノ年號ヲ假リ用ヒタル故ニ諸説アリテ一定セズナリ。此ノ永昌ト云モ、唐ノ正統ノ年號ニハアラズ。此ノ時皇國ニモ年號ト云フ事始マリテ、天武ノ御世ハ白鳳十四年マテ續キ、翌年改元アリテ朱鳥ト改ム(中畧)。此ノ時ニ唐土ニテハ中宗皇帝ノ嗣聖六年ニアタレリ。然ルニ先帝ノ后武氏ノ人、中宗ヲ廢シテ其ノ弟豫王旦ヲ立テ觀宗トシ、天下ノ政道ハ武后ヨリ出ヅル故ニ、年號ヲ立テ己丑ノ年ヲ以テ永昌元年トス。故ニ、皇朝ノ碑ニ此ノ年號ヲ用ヒタル故ヲ知ラズ人皆怪ムナリ。其ノ頃ハ皇朝ト三韓ト音信ヲ通ジテ聘使往來シ、三韓ニ罪人アル時ハ皇國ヘモ放逐スル事アリ、是ヲ名ケテ投化人ト云ナリ(此の説いがが)。鈴木澤民云、此ノ碑ハ投化人ノ書タルナルベシ、故ニ唐ノ年號ヲ用ヒタルナラント云。此ノ説極メテヨシ。日本書紀ニ持統天皇ノ元年三月、新羅國ノ投下人十四人ヲ下毛野ニ居ラシメ、田宅ヲ與ヘテ業ニ安セシム。同三年四月新羅國ノ歸化人ヲ下毛野國ニ居ラシムトモ記シタリ。然レバ持統ノ元年ヨリ四年ニ至ルマテ、新羅國ノ投下人ヲ當國ニ置カレタル事知ラル。今那須郡青野驛ト伊野野邑トノ間ニ、唐木田村ト云所アリテ、古ハ唐來村ト唱ヘシト云。此ノ碑在所ヨリ三四里計リ北ノ方ナリ(現今も此の地名がある)。按ズルニ其ノ時投下人ヲ置キシ所ナルベシ。然レバ彼投下人等國造ノ厚恩ニ依リテ命ヲ助ケラレ、其ノ恩ヲ報セント國造ノ薨セシ時、其子等ニ代リテ墓碑ヲ作りシモノナルベシ。其ノ頃三韓ノ制度、皆唐土ノ風俗ヲ受ケル故ニ、唐ノ年號ヲ用ヒタル事知ラレタリ。然レドモ正統ノ年號ヲ用ヒズシテ(中宗皇帝の年號ハ嗣聖である)、僞朝ノナ用ヒタル譯ハ、武則天先帝ノ高宗ノ威ヲカリ、中宗ヲ薨ニセシ勢ニ、

三韓モ屈伏シ、新羅王政明ト云者、使者ヲ遣ハシテ唐禮ヲ乞フ。武則天乃チ是ニ吉凶ノ禮ヲ賜ハル事ナレバ、新羅ノ唐武ニ從ヒシハ勿論ナリ。皇朝ノ碑銘ニ唐ノ年號ヲ假リ用ヒタル譯ハ斯ノ如シ。

と説いて居る。流石に琴臺は湯津上の人だけあつて、能く地方の事に通曉してゐるから、此の卓説を唱へたのだ。高麗や新羅の投化人を東國に居らしめたことは、書紀に明記してある。持統天皇元年の條に三月乙丑朔、己卯、以_二投化_一高麗五十六人_一居_于常陸國_一、賦_田受_稟、使_安生業_一……丙戌以_二投化新羅人十四人_一居_于下毛野國_一、賦_田受_稟、使_安生業_一……と見え、又同三年の條に

夏四月癸未朔、庚寅、以_二投化新羅人_一居_于下毛野_一

とあるを見れば、彼の國の投化人が幾等も下毛野國に永住の民となつたことが知れる。其の當時正史の上では、那須國は下毛野に併せられて郡となつたから、那須國と書かなかつたのであらう。又那須國が永昌元年己丑、即ち持統三年に下野の郡となり、同時に那須國造が評督(郡の大領)になつたものとすれば、書紀の「夏四月に投化人を下毛野に居らしめた」といふことは、那須郡の唐木田村(伊王野の北)に居らしめたと思はねばならぬ。兎に角地名の起因が、正史の事實と符合してゐるから面白い。

さて建碑者の中に新羅の投化人がゐたから、則天武后の元號を借用したとの説は、大體首肯されるが、伊藤東涯は之を疑つて曰く(輜軒小録)

文字は永昌と云ふが大方近き由云へり。然れども唐の年號を用ふることいふかし。殊に元年四月とあ

東涯の疑問

書紀に投化人を下毛野國に居く

永昌は唐朝の正號に非ず

碑文撰者の考證

れば、唐より日本への通ひ、京より野州までの路次、數千萬里をへたらむ。俄かに達し難きなるべし。と。成る程書紀には、持統天皇の三年四月に、投化の新羅人を下野に居らしめたといふれば、彼の國を正月に出發したとしても、帆船で日本海を横ぎり、着京の後東國は那須國までの長途、都をば霞と共に立つても、秋風の吹く頃到着する譯であるから、到底四つ月や五つ月では來られるものでない。此の點から考へれば、東涯の疑問も一理あるが、然し此の碑は持統三年の建碑でなく、此の時より十二年後の又武天皇四年庚子の歲であるから、その年より過去の年代を溯つて永昌を用ゐたとすれば何でもない。又夏四月に唐木田村に落ち著くには、永昌以前に彼の地を出たかも知れぬ。兎に角永昌は唐朝の正しい元號でなく(嗣聖といふのが中宗の朝の正しい年號である)、それも僅に一年で、翌年は更に天授と改められ、之れも二年で長壽と變つた。(何れも大后の元號である)斯く頻繁に改められた際の元號などは、交通不便で文化の幼稚な、東陲の那須國あたりの日本人には、到底用ゐる事は出來ない話である。故にどうしても琴臺の説の如く、投化人の手になつた撰文であるから、唐朝の年號を借用したと思はねばならぬ。

更に碑銘全文の上から考へて見ても、到底當時の日本人には出來さうもない名文である。先づ彼の頃本邦人の書いた漢文を一瞥するに、聖德太子親ら作られたといふ憲法十七箇條(推古紀十二年)は立派な漢文ではあるが、忌憚なくいへば漢土にある成語の接ぎ剥ぎで、創作とは申し悪い。又同太子の作つたと云はれる道後の温泉の碑文も、巧みではあるが、果して眞か否かは史家の疑ふ所。たとひそれが眞實と

しても、聰明叡智なる太子にして始めて能くする話である。遣隋使小野妹子の持つて行つたといふ國書(隋書倭國傳にあるので、書紀にはない)、「日出處天子、致書日沒處天子、無恙云々」。又唐に贈つた國書(推古紀十六年)、「東天皇敬白西皇帝、使人鴻臚寺掌客、裴世清等至、久憶方解、季秋薄冷、尊如何、想清念、此即如常、遣大禮蘇因高(妹子の唐名)、大禮乎那等往、謹白不具」の類が當時に於ける最上の漢文であつたのである。舊事本紀も漢文であるが、信僞疑はしいと言はれてゐる。何れにしても、國書や正史の文章は、小官の人の墓碑の文章の比較外に立つべきもので、先づ比較研究に供してよいのは、國造碑前後に於ける金石の銘辭である。已に建碑の沿革の章に掲げて置いた通り、何れも如何はしい漢文ばかりで、此の碑の文章は遙かに群を抜いてゐる。それも道理、當時中央政府の記録係は、皆彼の國の歸化人若くは其の子孫の一手にあつたので、本邦人が自由漢文を書けるやうになつたのは、奈良朝以後のことである。それも中央政府に仕へた第一流の學者の事で、田舎などには文字を知らぬ青盲ばかりゐたのである。然るに奈良朝以前に於て、那須國の僻地に、彼の立派な漢文を草し得る本邦人の往んでゐたといふことは、到底夢にも想像することが出来ぬ。試に此の碑銘を一瞥し給へ、殞公、物故(荀子君道篇の字面)、棟梁(吳越春秋句踐入臣外傳の字面)、作徒之大(大學より出づ)、無翼長飛、无根更固(管子戒篇に出づ)等の字面は、それ／＼出處がある。のみならず「銘夏」以下は隱語の文と言はれてゐる。此の隱語文の一例は、蒙求に、「黃絹幼婦外孫壘白」の八字を、魏武が「絕妙好辭」と讀んだとある通り、支那人さへ喧傳する文學上の好話柄ではないか。斯の

碑文の評議

如き難解の駄洒落は、到底其の頃の日本人に出来るものではない。どう考へても此の碑の撰文は、投化人の手に成つたものと見ねばならぬ。或る人は「評督被賜」の字面が和泉を帯びてゐると言はれたが、國造本紀には、「定賜國造」と書いてある所を見ると、當時の公文書の書き方に據つたものと察せられる。猶藤塚知明の那須國造碑考に

藤塚知明の評論

想此時令投化三韓人、多置於此地。蓋皇朝文學始祖出三韓。當時亦投化人中有文學者而作之乎。其文其書、非和、非漢、殆似出韓人之手。韓者則爲唐之服從。假用唐年號者不可疑。というてゐる。かつ琴臺の説の如く、持統紀に投化の新羅人を下野國に居らしめたところ、湯津上村の北約三里ばかりの唐木田村(現今伊王野に屬す)に、投化人の住んだ證明になれば、愈々以て其の事實なるを信せずには居られない。要するに碑銘の永昌元年は、唐の則天武后の年號を假用したもので、丁度我が持統天皇三年(紀元一三四年)に當り、其の異朝の元號を用ゐた理由は、碑文の撰者が新羅の投化人であつたからである。

○飛鳥淨御原大宮。

之れに就いては、年代を言つたものと、持統天皇の尊號に言つたものとの二説がある。年代説は、蒲生秀賢、狩谷掖齊、三田地山等で、尊號説は新井白石である。曰く、

據史持統尊號、稱曰藤原大宮、而稱飛鳥淨御原大宮、亦無改前朝之號也。

第七章 碑銘の考證

飛鳥淨御原大宮

白石の尊號

日本紀統紀
に曰く

と。なせ前朝即ち天武天皇の號を改めずに稱したかといふに、天武天皇崩後、皇太子草壁皇子は御年二十五歳であつたが、故らに位に上り給はず、皇后即ち持統天皇が太子を扶け、天子の事を攝行されて、依然飛鳥淨御原宮（天武天皇の居られた宮）に居られたからである。日本紀三十持統紀に曰く。

朱鳥元年九月丙午、天淳中原眞人天皇（天武天皇のこと）崩、皇后臨朝稱制（中略）、四年正月戊寅朔、皇后即天皇位（持統天皇である）、八年十二月乙卯（六日）、遷居藤原宮。

藤原大宮と稱せざるは
何故か

と。永昌元年は持統三年で、まだ皇后として天子の事を攝行されてゐた時である。（即位は翌年の四年である）、又藤原宮に移られたのは、八年十二月。然し藤原宮は白石の説の如く、持統天皇の尊號に用ゐたのであるから（持統、文武といふやうな漢風の帝號は、天平勝寶三年十一月に、淡海三船が神武天皇以下を撰び奉つたので、それ以前の帝號は、皇居の稱を用ゐ、また天淳中原眞人天皇とか、高天原廣野天皇（持統天皇のこと）とか、國風の稱號を用ゐられたのである）、「飛鳥淨御原大宮」と言はずして、藤原大宮と言つてもよからうに、なせ前朝の號たる飛鳥淨御原大宮（天武天皇は白鳳元年岡本宮に移られ、これを飛鳥淨御原宮と謂はれたから然か申すのである）と用ゐたか、一考を要する。

飛鳥淨御原
宮は朝廷を
斥す

年代を表はしたものとすれば、一應は聞えるが、下に評督を賜はるといふ述語に對照すれば、飛鳥淨御原大宮が賜はつたといふ主格に見ねばならぬ。そこで白石は、前朝の號を改めず尊號に用ゐたと取つたのである。然し尊號なら、たとひ飛鳥淨御原宮に居られて制を稱したにせよ、文武天皇の庚子から過去に溯つていふのであるから、藤原大宮と言つたとて、決して悪いことはない、彼れ之れ考へ合せる

此句の大意

那須國造

國造本紀に
曰く

と、中央政府即ち持統天皇の朝廷を指したのである。即ち當時は政務を飛鳥淨御原宮で御扱ひなされたからだ。若しも藤原宮に移られた後で、其所から政令が出る時であつたならば、必ず藤原大宮と書いたに相違ない。それから大宮と言つて、大の字を入れたのは、「被賜」の字に照應した敬相である。さてこの文脈は、唐の永昌元年にあたる歳の四月に、持統天皇の朝より那須國造直韋提が、評督を賜はつたといふ書き出しに過ぎないのである。

○那須國造

今日の那須郡は上代にあつては、那須國といふ一國をなしてゐたのである。國造本紀に曰く。（國史大系に收む）

「那須國造、纒向日代朝御代（景行天皇のこと）、建沼河命孫、大臣命定賜國造」

と。よつて那須國造は景行天皇の時から置かれたことが知れる。然し此の國造本紀（舊事本紀の中にある）の書は、推古天皇の二十八年、皇太子厩戸皇子が、大臣蘇我馬子と議して、天皇記、國記、臣連伴造國造百八十部、並に公民等の本記を撰録されたものが、蘇我氏の滅亡の時皆焼失したのに、船首恵尺といふものが、火焰の中に飛び込んで國記の一部を取り出した。是れが即ち國造本紀であると傳へられてゐるけれども、黑板博士は其の著「國史の研究」に於て疑はれてゐる。其説の可否は兎に角、那須國造は景行天皇の時に、大臣命が任命されたといふことは事實と思はれる。何となれば其の祖父の武沼河

命は四道將軍の一人で、東海道方面に遣はされた緣故があるからだ。然し本碑の主人公たる那須國造直草提は、銘辭に「廣氏尊胤」とある通り、豊城入彦命から出た氏姓で、全く大臣命とは別氏である（廣氏尊胤の條に詳説する）

國造の語釋

さて「國造」は「クニノミヤツコ」と讀み、稀には「クニツコ」と讀んだ例もある。古事記傳（卷七）の解釋によれば、「國御臣」の意で、書紀などには、君臣の意なる臣をば皆「ミヤツコ」と訓んである。即ち天皇の御臣として、其の國々を治める人を國御臣といふのである。「造」の字を當て用ゐた理由は明かでないが、漢國秦官の大良造や、新羅國官十七等の中の第十七を造位といふ所から書き始めたものであらう。又「國造」は上代には職で、即ち加婆禰であつたが、後には加婆禰は別にありて、某氏の中に國造あり、那良の頃に至つては、其の氏人の中より、國造を任ずるのが普通となつた（本文は長いから大意を抄出した）といふのである。されば四道將軍の子孫たる大臣命も那須國造を世襲として、その子孫に傳へたのであらうが、何時まで續いたか、何時から豊城入彦命の子孫が代つたか、何等知り得べき史料の無いのは頗る遺憾である。唯だ大臣命の祖先の大彦命（四道將軍の一人で北陸道方面に遣さる）から阿部氏が出て、陸奥の方に蔓延し、豊城入彦命から、上毛野君、下毛野君が出て、上野下野に其の支族が榮えた事を思ふと、大臣命の子孫の那須國造は僅かの間で、豊城命から出た那須國造は久しいものと推知される。猶此の事に付いては、「殞公廣氏尊胤」といふ所で詳説しよう。

大臣命の子孫と豊城命

追大壹

○追大壹

之れは那須國造の位記であつて、今日ならば正六位何之某といふやうな筆法である。此の位階は天武天皇が新に御制定になつたので、日本書紀天武天皇十四年の條に明記してある。

日本書紀爵位の號を改む

丁卯更改^ニ爵位之號、仍增^ニ加階級、明位^ニ二階、淨位^ニ四階、每階有^ニ大廣^ニ、并^ニ十二階、以前諸王已上之位、正位^ニ四階、直位^ニ四階、勤位^ニ四階、務位^ニ四階、追位^ニ四階、進位^ニ四階、每階有^ニ大廣^ニ、并^ニ四十八階、以前諸臣之位。

と。さて此の大廣は今日の位記の正從に相當するのであるが、それを初めに置いて「大追壹」とは言はず、中間に入れて呼んだのである。それは、第一章に掲げた、河内國春日村妙見寺の采女氏塋域碑に、「飛鳥淨御原大朝廷、大弁官直大貳」とあるので一層明かだ。即ち直位の貳階で、大の方（今日ならば正の方）である。同様に那須國造も、追位の壹階で、大の方であつた。さて追位は上から數へて、第五番目に當り、每位四階で、大廣の二種あつて、凡て四十八階となるから、第三十三階に相當する。試に之を左に表記して見よう。

正	大一位	大二位	大三位	大四位	直	大一位	大二位	大三位	大四位
	廣一位	廣二位	廣三位	廣四位		廣一位	廣二位	廣三位	廣四位
勤	大一位	大二位	大三位	大四位	務	大一位	大二位	大三位	大四位
	廣一位	廣二位	廣三位	廣四位		廣一位	廣二位	廣三位	廣四位

位階四十八等の表解

追ツ 大一位 大二位 大三位 大四位
廣一位 廣二位 廣三位 廣四位

進シ 大一位 大二位 大三位 大四位
廣一位 廣二位 廣三位 廣四位

六〇

采女氏の碑の直大貳は、上から第十一階になる。それから同時代に制定された八色の姓は（後の條に述べるが）、那須國造は用ゐないので、依然舊姓の直を稱してゐたにも拘らず、追大位の依階を使用し、猶采女氏の碑にも同時の位階を刻してゐる所を見ると、四十八階の制はよく實行されたことが解かる。之れは如何なる理由かといふに、姓は家柄の高下尊卑は勿論、其の一家の職業をも定める重大なものであるが、四十八等の位階は、單に其の一人一人の位記の上下を表はすに過ぎぬからである。斯く種々の點から論じて見ると、國造碑は國造一人の墓碑に止まらず、國史研究の好材料となることゝ頗る多いのである。

右に掲げた六位の爵位は、久米邦武氏の説によれば、之を後世の階級に比較すると、正位は公の如く、直位は卿の如く、勳位と務位とは大夫の如く、追位と進位とは士の如くであるといふことである。故に國造の追大壹の位階は、今日の正六位程に相當してゐる。先づ郡長位の身分と見てよからう。

○那須直草提

之れには一二の異説がある。佐々宗淳は「那須宣事提」と訓み、蒲生君平は「那須直事提」と判じたが、他の諸家は何れも「直草提」と讀んだ。此の方が正説とすべきである。新井白石曰く。

姓氏錄云、直者謂君也、古有直姓者、皆是也、天武十三年十月、更改諸氏族姓、以爲八等、曰真人、曰朝臣、曰宿禰、曰忌寸、曰道師、曰臣、曰連、曰稻置、而國造直姓者、無改本姓也、草提、人名也、草猶天武紀章那公須高見之草也、提猶欽明紀膳臣巴提使之提也

と。草提の文字が上代の人名に用ゐられてゐる所を見ると、國造の名も草提とすべきである。一體人名の附け方も、時代に依つてそれぞれ特徴がある。奈良朝以前には鷹を多く附け、平安朝以後は公卿武門共に二字の名を命じ、徳川時代となつては、武士には通稱と名乗りと二重の名があり、平民には語尾に門、丞助の附く名が多く、更に今日となつては、一字の名が多い傾向になつてゐる。栗田博士の古人名考（栗里先生雜著）を見ると、名によつて略ぼ其の人の時代の察せらる。白石の草提と解したのは、至極妥當の説である。然し「直」を「キミ」と讀まれたのは宜しくない。

「氏族考」に之を辯じて、「姓氏錄に「直者謂君也」とあるは、「宜汝爲君治之」とある詔に就いて註せる也」と説いてゐる。猶古事記傳（七卷）に

直は書紀に阿多比延と訓める所（皇極紀に長直とあり）あると、和名抄和泉國和泉郡の郷名に、山直（也未多倍）とあるを合せて、「阿多閉」と訓むべし

とある。されば「直」は當に「アタへ」と讀むべきである。さて那須は國造の氏で、「直」は家門の尊卑を表はす姓である。

「直」の姓は、天武天皇の制定された八色の姓（前に記した通り）の中にはないが、遙かに以前からあつた

上古の十種の姓

天武天皇制定の姓を用ゐざる理由

氏姓と官職との関係

のである。神武紀に「倭直」とあり、皇極紀に「長直」とあるを見れば、已に神武天皇の頃からあつた姓である。日本制度通には上古の姓を左の如く次第してゐる。

臣、連、伴造、國造、別、君、直、縣主、稻置、村主

書紀や古事記などを見ると、「姓」の國造、直、縣主等が多く地方官に任命されてゐる。これ當時は世官世職で、姓と職官とは一つのものであつたからである。那須國造の姓が直であることは、上古の「姓」制度を具體的に證明してゐるやうなもので、頗る面白いこと、言はねばならぬ。

さて茲に一つの疑問が起るのは、天武天皇が八種の姓を新に制定されたにも拘らず、何故あつて依然舊姓を用ゐたかといふ事である。其理由は外でもない。此の碑銘に因つて其の御制定が天下に十分に行はれなかつたといふ事が知り得られるのである。然らばそれが何故に天下に行はれなかつたか、これについて少しく述べて見よう。

一體大化の改新以前は世官世職であつて、家々の尊卑は一定して移ることなく、氏姓と職官とは同一であつた。所が大化の革新は、世職を廢して遷替の官となし、封建制度を改めて郡縣制度としたから、氏姓と職官とが分れ、従つて家格の尊卑が混淆して、上姓の者で卑き官職に居るものもあり、又下姓の者で高き官職に在るものなどがあるやうになつたので、天武天皇は其の混亂を正さうとの思召で、前述の八姓を定められたのである。然し此の時の姓は、上古の氏姓と官職と同一であつたのとは大に異り、單に家格の高下を表はす爵(公侯伯子男の如き)のやうなものに過ぎなかつた。其の授け方は、大方上代か

八姓の整理は畿内にも普及せず

氏と姓との別

らの家筋を斟酌したり、又勳功にも因つたのであるが、何にせよ一々多くの氏々に賜はることであるから、到底天皇御治世中に悉く實行することは出来ずに終つた。久米氏の説では、眞人が疎遠な王家に賜はたので十三氏、朝臣は京師の貴族に賜はつたので五十五氏、宿禰は神別の大族に賜はつたので五十氏。忌寸は、主に歸化諸蕃の大族で十一氏。道師は諸道の藝業に長たる家に賜はる爲であつたが、一向賜はらずに終まひ、又臣、連、稻置は、國造、縣主、村主、倉長等に賜はるべき姓であつたが、中止に畢つて終まつた。それも京都在住の官人や、大和の國の内に住んでゐた人々に賜はつた位で、八姓の整理は、畿内にも遍く及ばずに止んだといふことである。

那須國造も、連の姓ぐらゐは賜はるべき人であつたが、右のやうな次第で、賜姓の沙汰はなくて終まつた。故に從來の姓である直を用ゐたのである。否な此の碑銘で、久米氏の説の愈々眞實なることを證據立てることが出来よう。困難な賜姓即ち叙爵の業は一向天下に徹底せずに已んでも、簡単な叙位がよく實行されたといふことは、上古の政事の程も察せられて面白いではないか。

序に氏と姓との相違を一言して置かう。「加婆禰」は日本制度通に、「姓は株根なり、家格の尊卑を分つ義、臣、連、朝臣、宿禰の類是なり」とあつて、爵位と官職とを同時に表はしたものである。されば罪があつて姓を下げられたこともある。氏族考に「今按に加婆禰は漢國の姓氏の類に非ず、官の進むに由りて改り、罪ある時奪はるゝなれば、爵の類なるを、姓」の字に當てたるより、姓の事と思ふ人多きなり。其は允恭紀に關難國造を稻置とし(五等下げた)、高野天皇の朝に和氣朝臣清麿、姉法均共に朝臣の尸を奪はれ(此の時全く爵に等しくなつた)、桓武天皇の延暦十年、忍海連魚養が奏言に、其先祖首麻呂、天武の朝に姓を

那須國造は
那須氏

藤原氏より
出たる那
須氏

貶して連姓とせられし事（これも爵ばかりを表はした）あるにて知るべし」と説いてある。

「氏」は拾芥抄に「氏内也」とあつて、一家の内即ち同宗一家の意である。氏族考に氏を命ずるには五類あるとして例解してゐる。即ち諸の氏族に職官を取つた類は、中臣、忌部の如きそれで、國縣居地の名に依つた類は、大倭、葛城、凡河内（以上は國）、加茂、縣主（以上は縣）、胸形君、田口朝臣（以上は居地）の如きそれで、祖神の名を取つた類は、玉祖命の裔に玉祖連がある如きで、事物から取つた類は、小千部連が鷺見を子と誤りて小兒を娶めたから小千部と命ぜられた如きで、伎藝に取つた類は、靱編首の靱、韓鍛冶首の鍛冶の如きである。

國造、草提の氏は那須である。下文に殞公は「廣氏之尊胤」とあれば、もと豊城入彦命から出たものであるが（後に詳説する）、那須國造となつて那須國にゐたので、大倭、葛城の二氏のやうに居地の國の名を取つて命じたのである。吉田博士の地理辞典には、嘉祥元年紀に、陸奥白河郡大領奈須直赤龍等が、姓を阿部陸奥臣と賜はつたことがあるから、那須郡の隣郡なる白河地方には、那須國造の一族が蔓延したことが知れるけれども、承和三年（紀元一千四百九十六年）、に那須郡大領丈部益野とあれば、那須郡領は他姓に替つたらしい。之より後には那須の姓を聞かぬとある。湯津上村に侍塚の外に古墳が幾等もある所を見ると、國造一家の墳家たることが想像される。

近世の那須氏は那須國造の一族とは全く別氏である。彼の那須與一宗隆の氏祖は藤原長家の孫、貞信が八波山の岩嶽丸といふ叛賊（那須記には大蟹としてある）を討ち平げ、其の功によりて那須郡に莊園を賜はつて住居し、須藤權守と稱へた（那須郡の藤原氏の意でさう言つた）其の人の六世の孫である宗資であつて、宗資が始めて那須氏を名のつたのである。此の種の例は平氏にも源氏にもあることである。猶、「姓氏明鑑」には、源經基の子源満快より起つた那須氏。孝元天皇の皇子、大産命より

直の解釋

出た奈須氏を掲げてゐる。

「直」の姓の解釋は種々あつて定説がない。先づ「姓序考」の説を掲げよう。曰く「直はもと職號なりしもの、姓となりしならむ。其の職なりし時のさまは、其の業々を自らなせしなべに、阿多比延の號つきしなり。阿多は授にて、授兄又は子兄の意なるべし。さるから其の意を得て直或は費の字を當てしなり。如此事事に近き職なりしから、其人に堪へたる事を任ぜられしかば、姓氏錄に直姓の氏々は、職業と地號と相半して殘れるにて思へ。姓となりても舊卑職なりしから、最下の姓とせられたり」とある。又古史傳には、「名義は直兄にはあらざるか、其は常言に、物の替を出すことを阿多比をものすなど云を按ずるに、天皇命の御手に代へて、地を治むる由にて直兄と稱へたる號なりしが、尸とは爲れるならんか」とある。何れにせよ餘り高貴な家格ではなく、地方の郡長となるべき家柄位のものである。

○評督被賜

評督の二字に就いては、都督説と評督説と二つある。都督説の方は、諸葛琴臺、新井白石、長久保赤水等である。碑文は評督であるが、字義をなさぬから當に都督に作るべしと言つてをる。白石の説に。

「都督未詳、按史崇神、四十八年、以皇子豊城命令治東國、景行五十五年二月、拜豊城之子彦狭島王、爲東山道十五國都督、蓋襲封也。王將就國中略病薨、百姓悲王不來、竊盜其屍、葬之上毛野國、明年八月、乃命王世子御諸別王尊、領東國。世子克繼前業、以善政聞、蝦夷率服、盡獻其地、邊疆又安、於今子孫猶在東國云。考姓氏錄、豊城之後、凡二十八姓、皆出自上毛野下毛野國焉。那須直、蓋是豊城之後、復襲舊封、拜都督之命乎。然則評督之評、當是都字、都督

白石の都督
説

評督被賜

舊讀與「大宰」同」と。

白石は専ら史實から都督説を主張してゐる。尤も評督の考證も右の文の下に記してあるが、便宜上後節に分割した。

掖齊の評督

評督説の代表者は、即ち狩谷掖齊である。曰く。

「評督官名、猶後世郡領也、既於妙心寺鐘跋詳之、白石先生曰、評督是都督之誤、亦不知時有評督之職也」と。

妙心寺の鐘銘に評造の文あり

白石も知らぬではないが、評督の考證は掖齊の功に歸せねばならぬ。妙心寺の鐘銘といふのは

戊戌年四月十三日壬寅收糟屋評造春米連廣國鑄鐘
といふので、戊戌は文武天皇二年に當り、國造碑より二年前の鑄造である。此の鐘銘に評造の字がある以上は、「評督」は飽くまで其の文字通りに解釋せねばならぬ。妙心寺鐘跋にはよく之れを盡してゐるから掲げよう。(古京遺文)

評造の解釋

「戊戌文武天皇二年也、——糟屋筑前國郡名、評造猶言郡領、古時郡縣用評字、太神宮儀式帳云、難波朝廷、天下立評時、續日本紀、天平寶字八年紀、載紀寺奴益人等訴云、本國米高評人、内原直牟羅是也、郡司亦稱評督、或稱評督領、文武天皇四年紀、有衣評督、衣君縣、神護景雲元年紀、載阿波國百姓上言云、評督凡直麻呂、那須直章提碑、評督被賜、太神宮儀式帳、小乙下久米勝麻呂、評督領仕奉、皆可證、(繼體天皇紀、韓地名有背評、傍訓邊己富里、本注云、背評地名、亦名熊備

白石の評督の考證

己富里、新羅其邑、在內曰啄評、則知古時郡縣用評字、又訓己富里、並韓國方語」と。

評督の説明は殆んど言ひ盡してをる。然し白石も都督と考定したもの、評督の考證もしてをる。曰く。

「繼體紀二十四年文云、迎討背評、注云、背評地名、亦熊備己富里、日本紀通證云、評與評同訓、見繼體紀、評督領見延曆儀式帳、梁史新羅傳云、俗其邑在內曰啄評、大神宮儀式帳云、難波朝廷天下立評、櫻安享按曰、續日本紀卷一、評督訓古保利乃平佐、同廢帝天平寶字八年紀、泳高郡作泳高郡、以上諸書考之、郡評二字古通用可レ知」と。

又東雅(白石著)卷の二、「郡」の條に、

東雅「郡」の語釋

『舊事紀に神武天皇即位の初、功臣に國造、縣主を寄し給ひしと記され、其後の代々、國といひ縣といふ事見えたり、郡といふ事の見えしは、成務天皇四年二月、國郡立長、縣邑置首など(中略)日本紀に見えしぞ始なる。(中略)又縣の字讀みて「アガタ」といひしかど、又「コホリ」とも讀み、郡縣の二字引き合せて、「コホリ」と讀みし事も見えたり。(中略)後に郡を「コホリ」といひしは、韓國の言に出でしなり。即ち今も朝鮮の俗、郡をも縣をも「コホル」といふは、即ち「コホリ」の轉語なり」とある。

以上の結論

以上諸説を綜合すれば、「評督」は「コホリノヲサ」又は「コホリノカミ」と讀むべく、郡領の官に當るのである。猶古事傳に「督また督領とあるは大領、助領とあるは少領と聞えたり」とあるから、那須直章提は、那須郡の大領に任命されたのである。

金澤博士の
郡の解

宮崎博士の
郡の解

中田法學士
の「フル」の
解

那須國造は
何故に評督
を命ぜられ
しか

金澤博士の説に、郡を「こほり」と訓ずるは、又「こふれ」にして、「こ」は大の義を有する韓國の固、健、居であつて、三韓の古地名に忽又は骨とあるのは、素とくぶる即ち大邑、大城の義であるから、郡は又大村の意を表してゐる、と。

宮崎博士の説に、郡は韓語の「こほり」又は「こゆる」で、梁書の新羅傳に、「俗其邑在內曰「咏評」とあつて、評は一に坪に作る。本邦では「坪」を「こほり」と訓む。今郡の字を用ゐる。初めは原野の義であつたから、遂には原野に存する部落を稱するやうになつた。と。

中田法學士の説に、現今韓國の地名に坪を用ゐるのは、古地名の語尾に附ける、夫里、卑離、伐、火、弗と同一で、坪は韓音「ひょん」である。そして韓訓は「ぶる」ぶる「ちゆる」ちゆる「で、即ち大野の義を有する。故に「夫里」は平野の義より一轉して平野に存在する部落の通稱となり、再轉して一般に村の稱呼となつた。邦語村の古訓を「ふれ」と云ひ、古地名に高千穂の穂觸などがある。この「ふれ」ふるは韓國の「夫里」「卑離」である。

さて那須國造は何が爲に評督に命ぜられたかは、一考を要する問題である。神武天皇即位の初、功臣に國造、縣主等を寄し賜ひしと舊事紀にあるのは、前にも屢述べた通り世官世職、即ち封建制度であつたのである。然るに大化の新制は、漢國の郡縣の制を學び、國造、縣主等を廢して、國司郡司を新に置いた。(日本書紀存徳紀)されば那須國造も其時に廢され、有期の國司を任官された筈である。所が碑銘には立派に那須國造とあれば、直章提は依然國造であつたと見ねばならぬ。思ふに那須國は一國であるもの、後に郡に改められた程の小國でもあり、又東國僻遠の地であれば、大化の改新も法規の上では立派に出来ても、事實に於ては容易に行はれず、持統天皇の時に至つて(大化二年より四十三年の後)始めて實行されたものと思はれる。是れ天武天皇の八色の姓を定められたにも拘らず、「直」の舊姓を用

大化以來の
改新は京都
に止る

大化改新の
詔

那須國造は
郡の大領に
任ぜらる

ゐてゐたと同様で、恐れ多いが上代政令の不徹底は、今日の聖代に比較すれば、全く想像の外である。

大化以來の改新は大抵葦藪の下を整理されたに過ぎない。彼の延喜天曆の治世は、極治の聖代として史家は渴仰してゐるが、紀貫之の土佐日記を見ると、土佐の海に海賊が出没して、堂々たる一國の長官が、大に心を痛めたことが解る。故に「極治」といふのも京都を中心として其周囲の小部分に過ぎないのである。まして其れより遙かに昔なる孝徳天皇の頃であるから、寧ろ當然のこと、言はねばならぬ。

猶次の改新の詔を見れば、國造の評督となつたことは一層推知される。日本書紀孝徳紀に。

「大化二年正月甲子朔、賀正禮畢、即宣改新之詔曰(中略)、凡郡以四十里爲大郡、三十里以下四里以上爲中郡、三里爲小郡、其郡司並取國造性識清廉、堪時務者爲大領、小領、強幹聰敏、工書卒(算の古字)者、爲主政、主張」と。

大化の新政以來、歷朝國郡の改廢を行はれた。即ち大國は依然國に、小國は郡にされたのである。繼體天皇の頃は、國造本紀で見ると全國の數凡そ百四十四國あつたが、孝徳、天武の兩朝の改廢を経、更らに文武天皇の大寶二年には五十八國に減じたことが日本紀で解かる。那須國も小國であつたから郡に改められた。然し四十里もあるから大郡で、長官は大領を置くべき格である。其の大領に任すべき人物も、新に京都より派遣したのではなく、右の詔書にある通り、なるべく國造から任用する方針であるから、那須國造直章提も大領即ち評督に任官されたのだ。さりとて國造が皆郡司になる譯ではない。それで名義丈の改廢で、郡縣制度の事實が無になる。「性識清廉堪時務者」とあるから、國造中の優良なる人

材を任用したもので、韋提も好地方官であつたことが知れる。
要するに那須直韋提は土著の人で、從來那須國造の職にあつたが、持統天皇の朝、那須國が郡と改められると同時に、那須郡の大領(今の郡長)となつたのである。

○歲次康子年正月二壬子日辰節弥故

碑文には康とあるが、これは庚の借字と見ねばならぬ。掖齊は「庚作康、又見伊福吉部氏墓志、唯未見西土人以庚作庚耳」と言うてゐる。次の「正月二壬子日」の子は、地山は「猶正月二日壬午と云が如し」といひ、私の前の碑考にも之れに従つて居つたが、それは「壬子」の方がよから茲に訂正する。琴臺、君平、赤水、東涯の諸家何れも「壬子」と讀んでゐるが考證はない。伴信友は其の著「長等の山風」(伴信友全集第四卷)の年號の論下に、

「歲次庚子年正月二壬子日辰節弥」と書ける其の庚子の年は、文武天皇の四年に當りて、正月二日の干支も合へり

とあるのみで、やはり考證はない。そこで「續日本紀卷の一」文武天皇四年の條を見ると、

春正月丁巳、授新田部皇子淨廣貳(國造の追大章と對照して面白い)、癸亥有詔、賜左大臣多治比真人島靈壽杖及與優高年也

とある。試みに正月二日を壬子として干支を繰ると、三日が癸丑、四日が甲寅、五日が乙卯、六日が丙

歲次康子年正月二壬子日辰節弥故
地山の壬午

信友の長等の山風

續日本紀の文

正月二日壬子の考證

辰、七日が丁巳、八日が戊午、九日が己未、十日が庚申、十一日が辛酉、十二日が壬戌、十三日が癸亥となつてよく符合する。然し地山の如く、正月二日を壬午とすれば、三日が癸未、四日が甲申、五日が乙酉、六日が丙戌、七日が丁亥、八日が戊子、九日が己丑、十日が庚寅、十一日が辛卯、十二日が壬辰、十三日が癸巳、十四日が甲午……となつて、右の續紀の文の丁巳や癸亥に相當する日は正月にないこととなる。依つて「正月二壬子日」は壬子が正しいこと明白である。のみならず「續紀」の正月丁巳は七日で、癸亥が十三日であることも知れる。何んと貴重な史料ではあるまいか。

「辰節」は白石は「猶言辰時」と説いた。故に「辰節」は「タツノトキ」と讀むべく、今日の午前八時である。地山先生の「辰節は辰牌也」と言つたのも同じことで、柴野栗山の「雜字類編」には、牌、卯牌、辰牌……と見え、又「楓窓小牘」には、「張思訓製上渾儀(渾天儀のこと)……又爲十二神、各值一時、至其時即自執辰牌、循環百出」とある。辰牌は時の牌であるから、牌を時と訓むのである。序に一言した次第である。

「弥故」碑銘に斯く見えるが、頗る不鮮明の爲め、諸家の見る所も各異つてゐる。佐々宗淳は「彌故二字、於義不安、疑是物故之訛乎」と説き、白石は「彌故物故也」と斷じ、琴臺、赤水、地山先生等何れも物故としてゐるが、掖齊は之に反對してをる。曰く。

「殄故猶言病死也、佐々氏釋作物故、疑爲物故之訛、並非是、殄字旁從夕、下之殄字同、漢李翊夫人碑、殄字作殄、與此同法」

辰節の解

弥故の解

掖齊の説

物故とする
考證

と説いて、弥故は殄故と讀むべく、夕篇の上部の一が取れて、夕篇に書いたといふのである。銘を見る
と殄の字にも取れないことはない。又殄の字は殄とも書くので、廣韻には「殄俗作殄」とある。此の殄
の字が崩れて殄となつたものとも見える。然し「殄故」の字面は何書にもない、皆殄瘁、殄殲、殄滅等と
用ゐて知る。どうも従ふことが出来ない。

私は宗淳が「物故」と讀んだ説に従ふものである。物故が崩れて殄となり、弥の如く見えるから、諸家は彌故
と解したのであらう。然し彌故は如何に轉訛しても物故とはならない。所が物故の字は、「莫勃の切」で、
漢音「ボツ」吳音「モチ」であるから、物故(古來「モツコ」と讀んでゐる)を「ブツコ」と讀まうが、「モツコ」と
讀まうが、何れでも物故に音が近い。否な物故を吳音で讀むと、「モツコ」となつて、全く物故と一致す
る。庚子を庚子と上に書いてある位だから、物故を物故と書いたことは推慮される。依つて銘字は殄が
崩れたので「物故」に當てたものと解すべきである。

物故の用例

「物故」の字は幾等も用例がある。荀子、君道篇には、「疾病物故之變」。史記の匈奴傳には「士卒物故亦數
萬」。漢書の司馬相如傳には「士卒多物故」等と使用されてゐる。師古の註に「物故謂死也、言其同鬼物
故、一説不欲斥言、但所其服用之物皆已故云耳」とある。

其他異説はあるけれども、死を言ふことは同じである。

此句の大意

此の句の意義は、文武天皇の四年、正月二日壬子の日、午前八時に死去したといふのである。文武天皇
四年は紀元一千三百六十年であるから、今日より一千二百十四年の上古である。

琴臺の説

琴臺は評書を賜はつた時に、永昌の年號を用ゐながら、歿した時に單に「歲次庚子」と言つたのは、理由があるとして、次の如く
説明してゐる。「此時唐土ハ武后ノ久視元年ナリ。然ルニ是ニ「久視」ヲ用ヒザルハ、彼投化人等ハ持統天皇ノ元年三年四年ニ
來ル故ニ、彼地ノ年號ニ、垂拱、永昌、天授等ノアル事ハ知リタレド、其後ノ事ヲ知ラザル故ニ、國造ノ薨セシ時ニハ年號
ヲ畧セシナリ、皇國人ノ作りシ文ナラバ、始ニ永昌ヲ假リ用フレバ、薨年モ亦推求シテ唐土ノ年號ヲ用フベキ筈ナルヲ、是ニ
其事無キハ、皇國ノ人ノ文ニアラザル證據ナリ」と。

○意斯麻呂等、立碑銘、僊云尔

意斯麻呂等立
碑銘、僊云
尔、造の字とす
る説

「意斯麻呂」は勿論人名である。琴臺は國造の子息であらうと言つた。曰く。

「意斯麻呂ハ國造ノ子息ナルベシ。等ト云時ハ一人ニアラズ。兄弟數多アリテ、亡父ノ爲ニ碑ヲ立ツ
ルニ投化人ヲ以テ文ヲ作ラシメ、其德ヲ銘ゼシメタルナリ」と。

赤水も此の意を承けて、「其子意斯丸墓碑ヲ立ツ、文ハ他人ノ撰ナルベシ」といひ、地山も亦「蓋シ國造
ノ子也」と言はれた。白石は、

「意斯人名、古者以「意斯」名頗多、麻呂古男子通稱、蓋是「其僚屬也」

と説き、子息とは言はれない。僚屬は下役のもの又は類屬の意味であるから、斯う見るのは至極穩當な
説である。兎に角意斯麻呂等と等の字があれば、碑を建てたものは元より一人でなく、其の中には國造
の子息もあつたらうし、又後に「一世之中重被貳照、一命之期連見再甦」とあるのを見ると、國造の恩
顧を蒙つた人々——新羅の投化人の如き——が含まれてゐる。所で國造に最も縁の深いものは無論其の

銘、偲の擠

子(子があつたとすれば)であるから、意斯麻呂と特筆するのは當然の話。然らば琴臺の説も道理である。唯だ此の碑銘の外に意斯麻呂の事蹟が書いてないから、確めることは出来ない。

次の「銘偲云々」は異説がある。銘の下の字は碑文はどう見ても偲になつてゐる。それで掖齊は、「偲訓志奴布、思慕其人、義、萬著集多用之、蓋是間會意字、非詩所謂美且偲之偲。」(朱註に偲多鬚貌)白石先生釋、爲「德字亦非」

と云うて、偲を思慕の義に解してゐる。一體偲の字は、正韻に「相切責也詳勉也、」又説文に「強力也又多才力也」とあつて、「ソトム」とか「オソル」とかいふ義があるのである。然るに之を「シノブ」と訓するのは、我が國訓で、漢文とは別義である。向ふの人には通せぬ訓義である。その國訓が投化人の撰と言はれる文章に用ゐられる筈はない。よしや思慕の義が漢文にあつたとしても、「銘偲」では意味をなさない。で古代の金石文を見ると、異様の字體が用ゐられたことが多く、現に此の碑にも、物故、棟梁など其の例がある。だから先づ白石の説に従ひ、「銘、德」と解するがよからうと思ふ。又偲の字は萬葉集に澤山使用されてゐるのを見ると、當時民間通用の文字で、撰文者は人を思慕する意味を寓して、殊更に德に假用したかも知れぬ。それから次の尔の字は、爾の略字たること言ふまでもない。

○仰惟殞公、廣氏尊胤、國家棟樑

「仰」は宗淳、地山、掖齊何れも斯く讀んだが、赤水は「抑」と讀んだ。碑銘は「仰」に見える。

仰惟殞公、廣氏尊胤、國家棟樑

擠齊説の反駁

廣氏は廣來津氏なり

姓氏錄の廣氏

「殞」は正韻に「歿也」とあるから、人の死ぬることをいふのである。白石曰く、「殞、亡也猶言亡君也」と。又集韻には「殞、歿也」とある。即ち歿した國造章提を尊敬して言うたのである。

「廣氏」は漢文の書き方で、實は廣來津氏のことを斥したのである。姓氏錄(群書類聚に收む)大和皇別の部に、

廣來津公。下養公同祖、豊城入彦命四世孫、大荒田別命之後也

とあるのがそれだ。なほ書紀雄略天皇七年の條に、

遂即安置於倭國吾礪廣津邑、而病死者衆(廣津、此云比廬岐頭)

とあるのを見れば、廣來津氏は此の吾礪、廣津邑から起つたものと思はれる。で吾礪、廣津邑は現今の大和國城下郡にある阿刀村に相違ないと、吉田博士は斷定された。但し「廣津」といふ地名は、今は亡びて無い。

白石は「廣氏」を説明して

蓋謂廣來津公也、姓氏錄曰、豊城命三世孫赤麻呂、依居地、稱廣來津公

と云うた。引用した姓氏錄の文は、河内國皇別の部にあるので、群書類聚本とは少しく異なつてゐる。曰く、

尋來津公。上毛野朝臣同祖、豊城入彦命之後也、三世孫赤麻里、依家地名、負尋來津君者

と。倭國は廣來津氏、河内國は尋來津氏で、文字が異なるから、同始祖から出ても此の二派に別れたの

尋來津氏

であらう。尤も河内の方は「豊城入彦命三世孫赤麻里」とあり、倭の方は「同、四世孫大荒田別命之後也」とあれば、尋來津氏の方が先である。それから續紀孝謙天皇天平寶字七年の條に

河内國丹比郡人、尋來津公、關麻呂坐殺母、配出羽國小勝、柵戸

とあるのを見ると、河内の方は尋來津氏、大和の方は廣來津氏と、二氏あつたことが一層明白になる。依つて私は白石の説に従はずして、大和の廣來津氏の後裔とする。然し何れにしても豊城入彦命の子孫であるから大差はない。

姓氏録で見ると、豊城入彦命から出た氏族で、上毛野下毛野に起つたものが二十八氏ある（「姓氏明鑑」皇別諸氏參照）斯く命の後裔が東國に蔓延したのは、命及び命の子孫が親しく東國の地に下つて、よく百姓を統治したからである。此の事は「評督」の條下に、白石の説を載せて置いたが、正史に明記してあること故、更に之を抄出して見よう。

崇神紀四十八年、春正月己卯朔戊子、天皇勅豊城命、活目尊曰、汝等二子慈愛共齊、不知爲何嗣、各宜夢、朕以夢占之、二皇子於是被命、淨沐而祈禱、各得夢也、會明、豊城命以夢辭奏于天皇曰、自登御諸山、向東、而八廻弄槍、八廻擊刀、弟活目尊以夢辭奏言、自登御諸山之嶺、繩組四方、逐食粟雀、則天皇相夢、謂二子曰、兄則一片向東、當治東國、弟是悉臨四方、宜繼朕位、四月戊申朔丙寅、立活目尊爲皇太子、以豊城命命治東、是上毛野君、下毛野君之始祖也。

豊城命の治處については正史に記してないが、多くの史家は宇都宮であらうと言ひ、かつ其墳墓は（縣

豊後手の松林に古墳發掘の碑ありて、豊城命の墓といふ人もありと、疑つてあるが、縣廳の後方、八幡山の最南端にある雷神社の境内が、それであらうとの説がある。如何にも高大で、殆んど古墳と疑はれぬ程の高塚であるから、或は然うかも知れぬ。命が宇都宮に居られたとすれば、二十八氏の蔓延は寧ろ當然な話である。猶崇神紀に

五十五年春二月戊子朔壬辰、以彦狹島王、拜東山道十五國都督、是豊城命孫也、然到春日穴作邑、臥病而薨之、是時東國百姓悲、其王不至、竊盜王尸、葬於上野國。

五十六年秋八月、詔御諸別王、汝父彦狹島王、不得向任所、而早薨、故汝專領東國、是以御諸別王、承天皇命、且欲成父業、則行治之、早得善政、時蝦夷騷動、即舉兵而擊焉、時蝦夷首帥、足振邊、大羽振邊、遠津間男邊等、叩頭而來之、頓首受罪、盡獻其地、因以免降者、而誅不服、是以東久之無事焉、由是其子孫於今在東國。

彦狹島王の尸を盗み取つて、上野に埋めたと云へば如何に豊城命の徳化が、厚大であつたか知れよう。さて那須國造直章提は、姓が直であるのを見ても、其の祖先が古くから國造又は縣主の如き地方官に任せられ、子孫が之を世襲して章提に傳へたことが察せられる。殊に碑銘に立派に「廣氏尊胤」とある以上は、豊城命の子孫であつて、久しく國造の職を奉じてゐたに相違ない。若し「廣氏」の二字がなかつたなら、孝元天皇から出た那須氏であるかも知れぬ。

前に「那須氏」の説明の條下に、孝元天皇の皇子、大彦命から出た奈須氏があると言つたが、始祖の大彦命は、彼の名高い四道將軍の一人で、崇神天皇の九年（日本紀）に、北陸道方面に遣はされたの

である。(武埴安彦の反の爲に出發は十年)。此の大彦命は古事記には大毘古命と記され、古事記(十二卷)には、書紀の「七年春二月丙寅朔丁卯、立_ニ鸕色謎命_一爲_ニ皇后_一、生_ニ二男一女_一、第一曰_ニ大彦命_一とある文を引いて、孝元天皇の皇子としてある。又この文の少し後の方に、「其兄大毘古命(即ち大彦命)之子、建沼河別命者云々」とあるから、國造本紀に、

「那須國造、纏向日代御代、建沼河命孫、大臣命定賜國造」

とある、大臣命は四道將軍大彦命の子孫であつて、那須國造となつたから奈須氏を稱したのである。すると那須國造直草提は大彦命から出た奈須氏でないかとの疑問も起るが、前に詳しく述べた通り「廣氏」とあるので、其の「奈須氏」で無いことは明かである。思ふに「大臣命」の奈須氏の國造は間もなく絶えて、「廣氏」の子孫が那須國造となつたのであらう。姓氏錄に「阿倍朝臣(阿倍比邊夫の先祖)、孝元天皇皇子、大彦命之後也」とあり、又書紀に「大彦命、阿倍臣等、凡七族之始祖也」と記され、續記には和銅五年十二月、阿倍朝臣宿奈麻呂が上言して(本文は略す)引田朝臣以下六氏のものに、別氏を止めて木姓(阿倍氏)を蒙らせたことがあるけれども、奈須氏は見えない。且つ碑銘は「那須」で文字も異つてゐる。大彦命の子孫は阿倍氏となつて奥州まで繁榮したのを見ると(阿倍頼時がそれだ。姓氏明鑑には蝦夷の種族が氏を冒したかも知れぬとある)、或は奈須氏は阿倍氏に變じたかとも思はれる。

國家棟梁の解

「國家棟梁」の棟の下の字は、碑銘は頭書のやうに見えるが、赤水、地山先生は「材」の字に讀んだ。然し

「樑」でよいことは掖齊の考證で明白である。曰く。

「棟樑即棟梁、連上字、增_ニ木旁_一者、猶_ニ鳳皇_一、琅邪作_ニ琅琊_一也、淮南子、主術訓、魏崔浩沈

法會文、北魏文帝弔_ニ比干_一文、唐虞世南書破邪論、皆用_ニ是字_一

と。普通に「棟梁」と書くのに、木篇を加へて「樑」とした所が古文の特異な點で面白いのである。それを奇異であるからと言つて、妄りに私見を加へて他の字に讀むのは、金石文の研究には大禁物である。

棟梁の用例

「棟材」こそ却つて珍奇な字面で、漢籍には一向見當らぬが、「棟梁」の用例は山程ある。古い例では「吳越春秋」の句踐入臣外傳に、「大夫文種者、國之棟梁、君之爪牙」とあるを始として、「世話」賞譽篇に、

「庾子嵩目_ニ和嶠_一、森森如_ニ千丈松_一、雖_ニ磊砢有_ニ節目_一、施_ニ之大厦_一、有_ニ棟梁之用_一」

「南史」陸凱傳に、「宰相之門、豫章括柏、雖_ニ小已有_ニ棟梁之器_一」など枚擧に違がない。

さて此の句の意義は、仰ぎ思ひ見れば亡君那須國造は、豊城入彦命の子孫たる廣來津氏の御後裔であつて、國家の重臣であるといふことである。

今日の郡長位の人物を稱して、「國家棟梁」と言つたは、ちと褒め過ぎたやうにも思はれるが、又文化の幼稚な當時にあつては、官尊民卑の差甚だしくて、縣知事は愚か國王の如き尊敬を拂つた爲め、斯の如き敬相を用ゐたのであらう。

此句の大意

一世之中重
被貳照一
一命之期連
見再甦一
碎骨視一
豈報前
恩

此句の大意

投化人の解

山内董正の

○一世之中重被貳照、一命之期連見再甦、碎骨視髓、豈報前恩、

「見再甦」の甦の字は、正字通に俗の甦の字とあり、更に大玉篇には、甦は俗の蘇の字とあるから、再蘇と解すべきである。蘇と書かない所が古文の特徴で面白い。蘇は字典に「死更生」とある。即ち蘇生の義である。

「視髓」の視の字は、琴臺は現と讀み、赤水は飛と解したが、他の諸家は何れも視と見た。碑銘は視にも現にも讀まれるが、文勢より考へて視の方がよいと思ふ。髓は説文に「骨中脂也」とあつて、骨の中の心のことである。此の外には異説のある文字はない。

さて此の句の文意は、此の碑の建碑者——新羅の投化人等——等が、那須國造の照臨を被り、一世の命期、再び蘇生することが出来た、我れ等此の日月にも比すべき大恩を受けたもの、骨を碎いて中の髓心を視る勞苦をなすとも、如何でか國造生前の鴻恩に報いることが出来ようとの義である。琴臺が此の句の意義を解して、「新羅ニテ罪ヲ犯シ死刑ニモナルベキヲ、皇國ニ投化セラレテ艱難辛苦シテ飢渴ニ迫リ、命モ絶エント覺悟極メシ身ノ、思ノ外ニ國造ノ寛仁ニテ田ヲ賜ハリ宅ヲ受ケ、飢渴ノ患モナク此地ニ居息ス云々」と言つたのは、「投化」を罪人の追放の義に誤解したからである。山内董正が之を正して其の頃三韓甚だ亂れて互に相攻伐す。百濟は日本へ諸王ともに歸化す。化とは風化の化にて、自國の暴亂を厭ひて、皇國の王化に投ずるを投化人といふ。罪ありて竄逐せらるゝ義に非ず。

と説いたが、従ふべきである。投下は書紀には、「オノヅカラマキル」と訓ませてあるので明かである。同書を見ると、天武天皇から持統天皇にかけて、新羅や百濟の投化人のことを澤山載せてゐる。そして何れも「賦田受粟、使安生業」とあれば、我が國では大に彼等投化人を優遇したのである。那須國造も中央政府の意を體して、厚く投化人に恩愛を施したから、せち辛い本國の生活に比して、眞に蘇生の感があつたに相違ない。「碎骨視髓、豈報前恩」とは、決して誇張の形容ではなく、實に彼れ等投化人の心の底から出た感謝の聲である。

○是以曾子之家无有嬌子、仲尼之門无有罵者、

此の句の中で、異説のあるのは「嬌」の字である。白石は嬌子、琴臺、地山は驕掖齊、君平、赤水は嬌と讀んだ。銘字は嬌のやうであるが、驕の字に用ゐたことは明かである。「无」は唐韻に武夫、切音巫とあり、説文には、無亡也とある。更に藝苑雄黃には、「无亦作亡、古皆用亡无、秦時始以蕃籜之無、爲有無之無、詩、書、春秋、禮記、論語、本用无字、變篆者變爲無、惟易、周禮盡用无、然論語、亡而爲有、我獨亡、諸無字、蓋變隸時、誤讀爲存亡之亡、故不改也」とあるを見れば、「无」は亡又は無の字に用ゐられる。こゝでは「無」の義である。

曾子は地山は父の曾皙と解したが、單に曾子といふときは子の、曾參をさすのが普通である。曾參は孔子の弟子で、「史記」仲尼弟子列傳に、「曾參南城人、字は子與少孔子四十六歳、孔子以爲能通孝道、故

是以曾子之
家无有嬌子
仲尼之門无有
罵者

曾子は曾參
なり

孔子生誕の年代

此句の大意

撰文者一人別様の使ひ

授_レ之業_二作_レ孝經_一、死_レ於魯_一とある。曾子の言行は論語や孔子家語に散見してゐるが、至孝の人であつた。

仲尼は言ふまでもなく孔子のことで、名は丘、字は仲尼で、其の言行は、論語、史記、孔子家語を始めとして、多くの漢籍に出てゐるから贅しない。唯だ其の生誕の年月に就いては、古來異説があるから一言しよう。蟹江文學博士は、心血を注ぎ盡して著された「孔子研究」に於て、孔子は、魯の襄公二十一年(周の靈王二十年西曆紀元前五五十二年)十月(夏正即ち陰曆の八月)二十一日に生れたと論定された。されば日本紀元百〇九年綏靖天皇の三十年に相當し、今より二千四百六十五年前になる。(普通は周靈王二十一年説である)

さて此の句の意義は、國造の恩徳の深きこと、上述の如くなれば、其の子弟の之に事ふこと、至極温良柔順で、丁度曾子の家に、親や兄に背くやうな驕傲のものあることなきが如く、又孔子の門下に、師友を悪口するやうな不徳のものなきが如くであつたと、國造配下の子弟や住民の一意恭順せる状を記したのである。

試に之を前の句に比較すると、前者は主として新羅投化人等の恩顧を受けたことを述べ、此の句は主として國造の子弟の側になつて叙してゐる。思ふに撰者は、自己の受けた恩義を感謝すると同時に、又一方には國造の子弟の心にもならねばならぬから、文中所々に兩者の立ち場になつて、一身兩體の使ひ別けをなしてゐることが見える。先づ投化人の側になつて記した所は、

投化人敘述の例

國造子弟の敘述の例

行_レ孝之子不_レ改_レ其語

白石の説

此句の大意

抑殯公廣氏尊胤國家棟梁、一世之中重被_二武照_一一命之期連見_二再甦_一、碎_レ骨視_レ髓豈報_二前恩_一で、子弟の側になつた所は、

意斯麻呂等立_レ碑銘_レ徳云_レ爾是以曾子之家无_レ有_レ嬌子_一、仲尼之門无_レ有_レ罵者_一、行_レ孝之子不_レ改_レ其語

である。仔細に碑銘全文を味はつて見るに、投化人の側が七分で、子弟の側が三分のやうな感じがする。察する所新羅の投化人が、國造に蘇生の厚恩を感謝する爲に、國造の子弟に此の碑を建て、やつたので、斯くは一人兩様の使ひ別をしたものであらう。

○行_レ孝之子不_レ改_レ其語

「行_レ孝之子」は意斯麻呂を指したと諸家は言つた。然らば意斯麻呂は那須國造の子で、建碑者の代表者である。白石曰く。

不_レ改_レ其語_一、不_レ改_レ其道_一也、所謂_二三年無_レ改_レ於父之道_一也

と。蓋し此の句は論語學而篇に「子曰父在觀_レ其志_一、父没觀_レ其行_一、三年無_レ改_レ於父之道_一、可_レ謂_レ孝矣_一」とある文から出たので、出所の本文から此の句を解すると、遣れる意斯麻呂は孝子であれば、よく父の遺法遺訓を遵奉して改むることなく、國造の生前、投化人を厚遇して下さつた通り、國造の遺子も亦よく我れ等投化人を面倒見られるとの意を寓したやうに見える。琴臺、地山等は、能く孔曾の語を守つて、

其の教を改めないと解したが、之れでは意義が淺くて、味が乏しくなる。

○銘夏堯心、澄神照乾、六月童子、意香助坤、作徒之大、合言喻字、

此の句諸説紛々。字の讀み方、句の切り方、諸家皆其の見解を異にして、未だ確説を聞かない。實に解き難いスウインクスの謎である。然しそれはエデイブスに取つては、眞に容易い謎であつた。知らず、此の千古の疑義を闡明して、エデイブスたる人は誰れであらう。先づ諸家の讀み方を掲げて見よう。

銘、夏堯心澄、神照乾六、月童子意、香助坤作、待之大合、言喻字故、(君平)

銘、乃老心澄、神照乾丈、引童子意、香助坤作、從之大合、言喻守故、(琴臺)

維菊堯心、凝神照乾、云兒童子、意育助坤、作徒之夫、合言喻字(白石)

詢三芻堯心、澄坤照乾、亦兒童子、意育助神、作徒之大、合言喻字(赤水)

銘夏堯心、澄神照乾、六月童子、意香助坤、作徒之大、合言喻字、(地山)

銘、乃老心澄、神照乾大、引童子意、香助坤作、從之大合、言喻守故(吉田博士)

右の中で、君平琴臺の二人は、「銘」で切り、其の下の文句は所謂碑文の銘辞であると見、他は何れも、此の字を下の句に續けて讀んでゐる。若し「銘に曰く」の文とすれば押韻のことがなくてはならぬ。そこで試に、諸家の句切つた下の文字に就いて韻を調べて見ると、

心(侵の韻) 澄(蒸庚迥の韻) 乾(寒先の韻) 大(秦の韻) 子(紙の韻) 意(真の韻) 坤(元の韻)

諸家の讀み方
銘夏堯心
澄神照乾
六月童子
意香助坤
作徒之大
合言喻字

押韻

作(藥の韻) 大(泰箇の韻) 合(合の韻) 字(宥の韻) 故(遇の韻)

二様の見解あり

地山隱語の解

銘夏堯心

であるから、同韻の文字がない。故に銘辞とせず下に續けて讀むがよい。「銘」で切らず下に續けて解するとしても、二様の見解がある。一つは碑銘の文字通りに解釋する琴臺流と、一つは「銘」の字以下「助坤」までを隱語の文として他の文字に改めて見る蘆塚(藤塚)や地山流とである。碑文の「合言喻字」の四字は明かにかう讀まれる。之れから考へると、隱語の文であることが知れる。かつ此の碑文は全體四字を以て一句とする古文の句法に合ひ、殊に「仰惟殞公」以下結尾まで、悉く四字一句の文章であるから、その積りで見ねばならぬ。

地山は藤塚蘆塚の説を根據として、隱語の文として、「銘夏堯心」の忠の字とし、「澄神照乾」を烈の字とし、六月童子を孝の字とし、「意香助坤」を烈の字とし、忠烈孝養を以て大に民徒を振作したと解した。正鵠の説であるか否かは知れねど、隱語としたもの、中では、最も明解であるから、以下之を紹介しよう。(地山著那須國造碑考十頁以下)

銘夏堯心

以下諸家ノ填譯紛々トシテ一ナラズ、然レドモ曹娥碑、黃絹幼婦ノ文體(前にも述べたが蒙求や世説にある話で、曹娥碑の裏面に、黃絹幼婦外孫齋白の八字を、魏武が行くこと三十里の間に考へ付けて、「黃絹、色絲也、于字爲絶、幼婦少女也、于字爲妙、外孫、女子也、于字爲好、齋白受辛也、于

字爲辭、所謂絕妙好辭也」と楊修に告げたことをさす。ニ倣テ、隱語ノ文ト爲スモノ是ニ近シ。今藤塚氏ノ考ニ依テ間々鑿括(荀子勸學篇の字面で、注に、揉曲曰鑿、正方曰括とあつて、曲木を正す器であるから、誤を正す意に用ゐる)ヲ加フ。夏ハ禹天下ヲ有ツノ號也、執厥中ハ堯ノ舜ニ授ケ、舜ノ禹ニ授ル所ナリ。堯ノ中心ヲ以テ禹ノ中心ニ銘スルトキハ、則忠ノ字トナル。

澄神照乾

(乾は碑文に軋に見ゆるが、乾の字に用ゐたのであらう)

按ニ心神ヲ澄ストキハ、能ク事理ヲ分解ス、分解ハ照ノ字ノ義也、物ヲ照シテ乾スハ火ノ字ノ義也、列下ニ火アリ、二字合シテ烈ノ字ト爲ル。

六月童子

按ニ古文メハ五也、ナハ有也、有ハ又ト訓ス。五ニシテ又一月ヲ加フ。數ニ於テ六月ト爲ス。童モ亦子也。六月子合セテ孝ノ字ト爲ル。

意香助坤

按ニ意ハ憶也。香ハ古文ニ貞ニ作ル。食ノ字ハ貞ニ从フ。米ノ香氣也。助ハ介也。分ツトキハ八人トナル。易ニ坤ヲ衆ト爲ス。又説文ニ三人ヲ衆ト爲ス。蓋シ八人、三人、貞ヲ合テ養ノ字ト爲ル。人畫重ナルハ隱語字ノ例アリ。

澄神照乾

六月童子

意香助坤

作徒之大

作徒之大

按ニ大學作新民、蓋シ忠烈孝養ヲ以テ、大ニ民徒ヲ振作ス。民皆業ヲ樂ヲ言也。先輩魯頌ヲ引ク迂僻ニ近シ。

合言諭字

此一句ヲ以テ離合ノ文ナルヲ諭ス。

次に隱語の文とせずして、文字通りに解釋を試みた琴臺の説を掲げよう。

乃老心澄、神照乾大、引童子意、香助坤作、

大ハ吐臥ノ反、作ハ則固ノ反ニテ、共ニ箇ノ韻ナリ、乃ハ汝ト同ジク「ナンヂ」ト訓ズ。則チ國造ヲサスナリ。引ハ導ニ同ジク「ミチビク」ト訓ズ。此句乾坤ヲ以テ國造父子ニ諭ヘシナリ。易ノ繫辭ニ曰ク「乾知大始、坤作成物」トアリ。此語ニモトツキテ乾大坤作ノ文字ヲ置シナリ。其意ハ國造ノ老心清澄ナル、其精神、人ノ父タル道ヲ盡ス事、猶乾道ノ大ニ萬物ヲ始ムルガ如ク、其童子子弟ヲ教導スルノ意香バシク、猶坤道ヲ助ケテ萬物ヲ育作スル如シトナリ。

從之大合、言諭守故、無翼長飛、无根更固

以上四言八句ナリ。國造己ヲ慎ミテ子ニ教フレバ、是ニ從テ大ニ和合スル故ニ、言ヒ諭スモ皆故キヲ

合言諭字

琴臺の解釋

守テ、是ニタガフモノナシト云ナリ。管子ニ曰ク、无翼而飛者聲也、无根而固者情也、トアリ。此語ヲ用フル意ハ、國造ノ德行既ニ斯ノ如クナレバ、其聲四方ニ傳播シテ隠レナク、其情子孫ニ至ルマデ之ヲ受ケテ堅固ナラント云ナリ。

琴臺の説の批評

琴臺の説でも意味は通じないことはないが、強ひて自個の意に引きつけて、銘字を銘の通りに讀まぬ譏を免れぬ。虚心坦懐に碑銘を熟視すると、如何しても琴臺の説のやうには見えない。隠語の解釋の當否は兎も角、銘辞は誰れが見ても、先づ地山や赤水の讀んだやうに取れる。故に何處までも隠語の文として解き度いと思ふ。さて此の謎を解くエディプスは何時現はれることであるやら。

○故无翼長飛、无根更固。

故无翼長飛、无根更固

此句の大意

此の句は已に諸家の説いた通り、管子（戒篇にある語）から出たので、「無翼而飛者聲也」といふことは、翼は無いが、四方に飛び傳はるものは、人の名聲であるといふのである。「无根而固者情也」とは、根は無いが固結するものは人の眞情であるといふことである。茲に之を以て結尾としたのは、那須國造は忠烈孝養を以て民衆を教化し、大に人心を作新した。故に其の名聲は翼無くして、長く後世に傳はるべく、我等碑を立て、故人の名聲を天下に發揚し、故人を思慕する熱情を後世に固結すとの意である。碑銘の解釋は之れで終つた。全文百五十二字、簡潔で一つの冗字もなく、文勢頗る遺勁を極め、且つ其の用語は悉く出典があつて、文字以外の餘韻を含蓄し、此の短文中に隠語の如き文學的遊戯を試みて、

毫も文勢の緊張を失はない。のみならずよく國造の子弟の心と、新羅の投化人等の情とを、兩々兼ね合せて叙し盡した手際は、到底那須の土民に出来る業ではなく。投化人としても大に文學に秀でたものでなければ作り得ぬ名文である。

敢て江湖の君子に告ぐ

敢て江湖の君子に告ぐ

我が國造碑は、如上述べ來つた通り、文學上から見ても史學上から論じてても、多大の收穫を得べき貴重な珍品である。是を以て政府は去る明治四十四年八月九日内務省告示第五十四號を以て國寶に指定された。かう定まつた上は、此の碑は最早や一地方の私すべきものではなく、國家の寶物として永久に保存せねばならぬものである。然るに現今にあつては少しも其の維持の方法が立つてゐない。僅に笠石神社の社掌伊藤家（現今爲司氏）の手に依つて管理されてゐる許りである。以前は拜殿もあり本堂もあつて、石碑は神體として奥深く秘められてあつたのであるが、去る明治三十五年の大風にあつて、社殿悉く吹き倒され、今や礎石のみを形身に止め、碑石の雨蔽がしてある許りである。嗚呼光圀卿は地下にあつて、奈何の感慨をするであらう。一日も早く維持保存の方法を確立して、此の國寶を永遠に傳へ、そして之れを今日に傳へて呉れた光圀卿の御魂を慰め度いものである。湯津上村の人々よ、那須の古國の人々よ、否な天下の人々よ、國造の碑は我が國の寶である。是非國家の爲めに維持し保存せねばならぬ。さうして今は其の危急の時に瀕してゐる。若し此の儘に放任し

て置いたなら、よし碑石の形は傳はつても、銘字は磨滅し盡して、一個傳説の石塊と化し了るであらう。可惜天下の國寶が。

九〇

評書恩威懷四夷
曾無驕子孔無罵

四夷投化再甦時
萬古居然國造碑

安達常正



● 蟲になやむ小兒の父母に告ぐ

古來小兒蟲切の神徳の荒高なる那須國造笠石神社は世人既に知らるゝ如く西那須野驛より東南約五里の地湯津上村にあり日本三古碑の第一にして今や國寶となり崇敬參拜する者日に日に増加せり然れ共文通不便の地なるを以て親しく參拜して蟲切の加持を乞ふこと能はざる崇敬者の頗る多き由を聞きたれば今回郵便にて蟲切加持の依頼に應ずることゝせり御希望の崇敬者は**蟲になやむ小兒**の年齢と男女の別及び父上の姓名を明記して小兒の垢附きの衣類(頭巾、涎掛、繻絆の如き)に、返送料金と初穂料金を添へて申込まるゝべし然る時は直に加持を行ひて返送すべし其の効驗毫も親しく參拜するものに異ることなく近來遠隔の地より盛に右の方法にて加持を乞ひつゝあり、敢て江湖の各位に白す。

栃木縣那須郡湯津上村大字湯津上

笠石神社々務所

九〇
て置いたなら、よし碑石の形は傳はつても、銘字は磨滅し盡して、一個傳説の石塊と化し了るであらう。可惜天下の國寶が。

評書思威懷四夷
曾無貽子孔無異

詞夷投化再甦時
萬古居然國造碑

安達常正



● 蟲になやむ小兒の父母に告ぐ

古來小兒蟲切の神徳の荒高なる那須國造笠石神社は世人既に知らるゝ如く西那須野驛より東南約五里の地湯津上村にあり日本三古碑の第一にして今や國寶となり崇敬參拜する者日に日に増加せり然れ共交通不便の地なるを以て親しく參拜して蟲切の加持を乞ふこと能はざる崇敬者の頗る多き由を聞きたれば今回郵便にて蟲切加持の依頼に應ずることゝせり御希望の崇敬者は**蟲になやむ小兒**の年齢と男女の別及び父上の姓名を明記して小兒の垢附きの衣類(頭巾、涎掛、繻絆の如き)に、返送料金と初穂料金を添へて申込まるゝべし然る時は直に加持を行ひて返送すべし其の効驗毫も親しく參拜するものに異ることなく近來遠隔の地より盛に右の方法にて加持を乞ひつゝあり、敢て江湖の各位に白す。

栃木縣那須郡湯津上村大字湯津上

笠石神社々務所

大正三年八月廿三日
大正三年八月三十日
改版發行

編輯
兼
行人

栃木縣那須郡川西町大字余瀨廿九番地
蓮實長

印刷人
阿部善藏

栃木縣宇都宮市杉原町三二六四番地

印刷所
下野印刷株式會社

栃木縣宇都宮市杉原町三二六四番地

電話 二二三五番

發行所

栃木縣那須郡湯津上村大字湯津上十八番地
笠石神社境内 伊藤爲司

327
2001

發汗河

發汗河與博爾內
明 刻 卷 四
附本縣縣志卷之四
附本縣縣志卷之四

卷之二

附本縣縣志卷之四

附本縣縣志卷之四

附本縣縣志卷之四

附本縣縣志卷之四

附本縣縣志卷之四

附本縣縣志卷之四

IT25-34



終